

清瀬市地域防災計画

【 協定編 】

協定第1 「市と各市町村及び東京都関係機関との協定等一覧」（総括）
（震災編本文震-43頁）

協定の名称	締結先（締結日）	協定の内容	協定番号
東京都清瀬市・埼玉県新座市消防相互応援協定	新座市 (昭和50年8月1日)	近隣火災時の応援出動	協定第1-1
東京都清瀬市・埼玉県所沢市消防相互応援協定	所沢市 (昭和61年11月28日)	近隣火災時の応援出動	協定第1-2
震災時等の相互応援に関する協定	多摩地区31市町村 (平成8年3月1日)	人的・物的支援	協定第1-3
災害時における五市相互応援に関する協定	所沢市・東村山市・清瀬市・東久留米市・新座市 (平成8年7月30日)	人的・物的支援	協定第1-4
東村山市・清瀬市消防相互応援協定	東村山市 (平成18年3月30日)	消防の応援に関する支援	協定第1-5
清瀬市・東久留米市消防相互応援協定	東久留米市 (平成18年3月30日)	消防の応援に関する支援	協定第1-6
非常通信の運用に関する協定	東京消防庁清瀬消防署 (平成20年4月1日)	災害時の非常通信に関する協力	協定第1-7
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	清瀬市・東京都下水道局流域下水道本部 (平成23年2月25日)	近隣市（清瀬市・小平市・東村山市・東大和市・東久留米市・武蔵村山市・西東京市）のし尿の搬入	協定第1-8

協定編 協定第 1 市と各市町村及び東京都関係機関との協定等一覧（総括）

災害時相互応援に関する協定	清瀬市・長野県北佐久郡立科町 (平成 24 年 7 月 19 日)	災害時相互応援	協定第 1-9
消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	東京都水道局 (平成 25 年 7 月 19 日)	応急給水用・消火用資器材を使用した応急給水に関する覚書	協定第 1-10
清瀬市災害時等要援護者の支援に関する協定	警視庁東村山警察署・東京消防庁清瀬消防署 (平成 25 年 8 月 12 日)	災害発生時の要援護者の支援	協定第 1-11
東京都下水道局清瀬水再生センター覆蓋上部公園に対する電力供給に関する協定	東京都下水道局 (平成 25 年 8 月 27 日)	清瀬水再生センターの非常用発電機を用いた、内山運動公園（避難場所）への電力供給に関する協定	協定第 1-12
指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	東京都水道局 (平成 26 年 3 月 31 日)	地震発生直後の応急給水活動	協定第 1-13
給水施設の維持管理及び運用に関する協定	東京都知事 (平成 27 年 3 月 31 日)	第 3 保育園の給水施設の維持管理	協定第 1-14
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都、都内 23 特別区、26 市、13 町村 (令和 3 年 12 月 27 日)	災害時相互協力	協定第 1-15

協定第1-1 「東京都清瀬市・埼玉県新座市消防相互応援協定」（新座市）

東京都清瀬市
消防相互応援協定
埼玉県新座市

第1条 消防組織法第21条の規定に基づく、清瀬市（以下「甲」という。）、新座市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 この協定により出動する消防隊は、甲にあっては、清瀬市消防団、乙にあっては、新座市消防団とする。

第4条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は、覚知した場合は、甲にあっては、隣接分団、乙にあっては、隣接分団が出動するものとする。

(2) 特別応援

甲又は、乙の管轄区域内に大火災又は、集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前項にかかわらず、被応援側の長の要請又は、応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、その状況によりその都度応援側において決定するものとする。

第5条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第6条 応援出動隊の長は、防災（消防）行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第7条 応援のために要した経費並びに隊員の公務災害補償及び機械器具等の事故に対する経費は、それぞれ応援側の負担とする。

第8条 この協定に規定した事項以外のもので、必要があるときは、その都度協議の上決定して、相互円滑なる運用をはかるものとする。

第9条 本協定を証するため正本2通を作成し、各1通を保管するものとする。

附 則

- 1 清瀬市、新座市消防相互応援協定（昭和46年2月24日）は、これを廃止する。
- 2 清瀬市、新座市消防相互応援協定（昭和49年3月30日）の一部改正する。
- 3 この協定は、昭和50年8月1日から効力を生ずる。

昭和50年8月1日

清瀬市長 澁谷 邦 蔵

新座市長 小 船 清

別表

清瀬市側の応援区域	新座市側の応援区域
新座市のうち	清瀬市のうち
あたご1、2、3丁目	松山1丁目
新堀1、2、3丁目	元町1丁目
西堀1、2、3丁目	上清戸1丁目
本多1、2丁目	中清戸1、2、3、4、5丁目
菅沢1、2丁目	下清戸1、2、3、4、5丁目
大和田2、3丁目	旭が丘1、2、3、4、5、6丁目
	下宿1、2、3丁目
	中里5、6丁目

協定第1-2 「東京都清瀬市・埼玉県所沢市消防相互応援協定」（所沢市）

埼玉県所沢市
消防相互応援協定
東京都清瀬市

第1条 消防組織法第21条の規定に基づき、所沢市（以下「甲」という。）と清瀬市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 この協定により出動する消防隊は、甲にあっては、所沢市消防団、乙にあっては、清瀬市消防団とする。

第4条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は、覚知した場合は、甲にあっては、消防団の隣接分団から、1隊乃至2隊、乙にあっては、消防団の隣接分団から1隊乃至2隊が出動するものとする。

(2) 特別応援

両市の管轄区域内に大火災又は、地震その他の広域災害が発生し、応援を必要とする場合は、前項にかかわらず、被応援側の長の要請又は、応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側の状況によりその都度応援側において決定するものとする。

第5条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第6条 応援出動隊の長は、防災（消防）行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第7条 応援のために要した経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

第8条 この協定に規定した事項以外のもので、必要があるときはその都度協議の上決定して、相互円滑なる運用を計るものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、各1通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、昭和61年11月29日から実施する。
- 2 昭和47年2月29日締結した消防相互応援協定は、これを廃止する。

昭和61年11月28日

所沢市長 武藤保之助

清瀬市長 澁谷邦蔵

別表

所沢市より		清瀬市より	
応援区域	出動部隊	応援区域	出動部隊
清瀬市のうち 野塩 1、2、3、4、5丁目	所沢市消防団	所沢市のうち 上安松 くすのき台2丁目	清瀬市消防団
中里 1、2、3、4、5、6丁目	第4分団 (松井)	下安松	第4分団 (下宿)
下宿 1、2、3丁目	第9分団 (柳瀬)	本郷	第5分団 (中里)
上清戸2丁目		東所沢 1、5丁目	
中清戸 2、4丁目		城	
下清戸 2、4、5丁目		東所沢 3、4丁目	第6分団 (野塩)
旭が丘 1、2、3、4、5、6丁目		坂の下	

協定第1-3 「震災時等の相互応援に関する協定」（多摩地区31市町村）

震災時等の相互応援に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- （5）前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （6）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄	保谷市長	保谷高範
立川市長	青木久	福生市長	石川彌八郎
武蔵野市長	土屋正忠	狛江市長	石井三雄
三鷹市長	安田養次郎	東大和市長	尾又正則
青梅市長	田辺栄吉	清瀬市長	星野繁
府中市長	吉野和夫	東久留米市長	稲葉三千男
昭島市長	伊藤恵彦	武蔵村山市長	志々田浩太郎
調布市長	吉尾勝正	多摩市長	臼井千秋
町田市長	寺田和雄	稲城市長	石川良一
小金井市長	大久保慎七	羽村市長	井上篤太郎
小平市長	前田雅尚	あきる野市長	田中雅夫
日野市長	森田喜美男	瑞穂町長	関谷久
東村山市長	細渕一男	日の出町長	青木國太郎
国分寺市長	本多良雄	奥多摩町長	大館誉
国立市長	佐伯有行	桧原村長	鈴木陸實
田無市長	末木達男		

協定第1-4 「災害時における五市相互応援に関する協定」
（所沢市・東村山市・清瀬市・東久留米市・新座市）

災害時における五市相互応援に関する協定

埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市及び埼玉県新座市の市長は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、この協定を締結した市（以下「協定市」という。）の地域において法第2条第1号の災害が発生し、協定市独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、協定市が他の協定市に応援者要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認め要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は電話、電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式1）を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- （5）前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （6）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された協定市は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担する。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生

協定編 協定第1-4 災害時における五市相互応援に関する協定（所沢市・東村山市・清瀬市・東久留米市・新座市）

じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各自それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年7月30日

埼玉県所沢市長 齊藤博

東京都東村山市長 細渕一男

東京都清瀬市長 星野繁

東京都東久留米市長 稲葉三千男

埼玉県新座市長 須田健治

協定第1-5 「東村山市・清瀬市消防相互応援協定」（東村山市）

東村山市
消防相互応援協定
清瀬市

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく東村山市（以下「甲」という。）と、清瀬市（以下「乙」という。）との消防応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

1 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出動するものとする。

2 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団火災等が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出動数は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出動隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援に当たって要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附則

1 この協定は、平成18年4月1日から実施する。

2 東村山市、清瀬市、東久留米市消防相互応援協定（昭和49年3月30日）は、これを廃止する。

平成18年3月30日

東村山市長 細 渕 一 男

清瀬市長 星 野 繁

別表（第3条関係）

東村山市側の応援区域	清瀬市側の応援区域
清瀬市のうち 竹丘3丁目 梅園3丁目 野塩1、2、5丁目	東村山市のうち 秋津町1、5丁目 青葉町1、3、4丁目

協定第1-6 「清瀬市・東久留米市消防相互応援協定」（東久留米市）

清瀬市

消防相互応援協定

東久留米市

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づく清瀬市(以下「甲」という。)と、東久留米市(以下「乙」という。)との消防応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 この協定により出動する消防隊は、甲にあつては清瀬市消防団の各分団、乙にあつては東久留米市消防団の各分団とする。

第4条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

1 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出動するものとする。

2 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団火災等が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第5条 応援出動数は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第6条 応援出動隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第7条 応援に当たって要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲、乙で協議し決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附則

1 この協定は、平成18年4月1日から実施する。

2 東村山市、清瀬市、東久留米市消防相互応援協定(昭和49年3月30日)は、これを廃止する。

平成18年3月30日

清瀬市長

星野 繁

東久留米市長

野崎 重弥

別表（第4条関係）

清瀬市側の応援区域	東久留米市側の応援区域
東久留米市のうち	清瀬市のうち
下里1、7丁目	竹丘1、2、3丁目
野火止1、2、3丁目	松山1、2、3丁目
八幡町1、2丁目	上清戸1、2丁目
幸町1、2、3、4、5丁目	元町1、2丁目
中央町1、2、6丁目	中清戸1、3、5丁目
小山1、2、3、4、5丁目	下清戸1、3丁目
本町1、2、3、4丁目	中里1、2、3、4丁目
氷川台1、2丁目	梅園1、2、3丁目
新川町1、2丁目	
東本町	
大門町1、2丁目	
金山町1、2丁目	
神宝町1、2丁目	
上の原1、2丁目	

協定第1-7 「非常通信の運用に関する協定」（東京消防庁清瀬消防署）

非常通信の運用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）及び東京消防庁清瀬消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信並びにその他の非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する敷地内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達的手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第5条 甲と乙は、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときには、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第9条 この協定書の各事項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれから申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

- 甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
東京都清瀬市
代表者 清瀬市長 星野 繁

- 乙 東京都清瀬市中清戸二丁目850番1号
東京消防庁清瀬消防署
代表者 清瀬消防署長 引田 育夫

協定第1-8「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」（清瀬市・東京都下水道局流域下水道本部）

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

清瀬市（以下「甲」という。）及び東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の清瀬水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。
（目的）

第1条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する清瀬水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（事前対応）

第2条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する清瀬水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の清瀬水再生センターへの搬入・受け入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙および甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

（役割分担）

第3条 甲は、清瀬水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する清瀬水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した清瀬水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

（有効期限）

第5条 この覚書の有効期限は、平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの覚書の改定について、期間満了の1か月前までに書面による申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成23年2月25日

甲 清瀬市長 星野 繁

乙 東京都下水道局流域下水道本部
本部長 細野 友希

協定第1-9 「災害時相互応援に関する協定」（清瀬市・長野県北佐久郡立科町）

災害時相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、清瀬市及び立科町（以下「協定団体」という。）の、いずれかの団体の地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた団体（以下「被災団体」という。）単独では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、同法第67条第1項の規定に基づき、被災団体が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- （3）被災者の救出及び施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （4）救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 被災団体は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前条第5号に掲げる被災者の一時受入れを要請する場合にあつては、一時避難を希望する者の人数及び期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的活動）

第4条 応援を行う団体（以下「応援団体」という。）は、災害の際に通信途絶等により被災団体から前条の要請がない場合は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 応援団体は、前項の情報収集により被害が甚大であると判断し、かつ、被災団体と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援団体は、被災直後自主的な応援活動のため職員を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 応援団体は、前項の規定により職員を派遣した場合は、被災団体から前条に基づく応援要請があったものとみなすこととする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 応援団体から派遣された職員は、被災団体の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、原則として被災団体の負担とする。

2 被災団体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された団体は、一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援団体の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたものについては、応援団体が賠償の責めに任ずる。

（連絡担当部局）

第7条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第8条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第9条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに申し出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、団体の長署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年7月24日

清瀬市長 渋谷 金太郎

立科町長 小宮山 和 幸

協定第1-10 「消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書」
（東京都水道局）

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲という。」と清瀬市（以下「乙という。」）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の賃借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の賃借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一次的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために排水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続きにより（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。

この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかきがあっても、その責めを負わないものとする。

（1）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水セット及び接続ホース）

イ ホース（20m×2本）

ウ 差込式異径媒介金具（2個）

エ 開柱器、鉄蓋開閉用バール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（4本）、コーンウエイト）4個、コーンバー（4本）、残留塩素検査キット、バケツ（2個）及びホーローカップ

（2）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（20m×3本）

2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等に甲に届け出るものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等）

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

（1）資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所）が確保されていること。

（2）資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

（資器材の配送及び受領）

第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

2 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（資器材の保管及び管理）

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。

3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

（災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定）

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

（市（町）職員への訓練等）

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

（消火栓等からの応急給水等の訓練の実施）

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応

急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

（訓練参加者の損害に対する補償）

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

（消火栓等からの応急給水等の実施）

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲との協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

（相互の連絡調整）

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（疑義等に関する協議）

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月19日

甲 東京都
水道局長 吉田 永

乙 清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎

協定第1-1-1 「清瀬市災害時等要援護者の支援に関する協定」
(警視庁東村山警察署・東京消防庁清瀬消防署)

清瀬市災害時等要援護者の支援に関する協定書

清瀬市(以下「甲」という。)と警視庁東村山警察署(以下「乙」という。)は、火災、地震、風水害等の災害発生時に高齢、障害等により自力で避難することが困難な方及び日頃から見守りや支援が必要な方(以下「要援護者」という。)の支援に関し必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、要援護者に対する支援活動を行うため、平常時において、乙の管内の町名ごとに要援護者の名簿を作成し、乙に対し提供する。

(名簿の使用目的)

第2条 乙は、要援護者の支援に必要な範囲以内で、平常時の見守りや支援に関すること等のために名簿を使用する。

(名簿に記載する情報)

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当し、自力での避難が困難であり、かつ、乙への名簿の提供に同意した方を要援護者として名簿に記載する。ただし、施設入所者は除く。

- (1) 満75歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者
- (2) 要介護状態区分が要介護3から要介護5までにある方
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級と記載されている方若しくは、身体障害者旅客運賃割引規則に定める第1種身体障害者に認定されている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級と記載されている方
- (5) 愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級と記載されている方
- (6) 日本語でのコミュニケーションが困難等、地域生活に不安を持つ方
- (7) その他名簿へ登録を希望する方で甲が認めた方

2 名簿に記載する要援護者の個人情報とは、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 性別
- (4) 生年月日及び年齢
- (5) 連絡先
- (6) 申込み理由
- (7) 家族構成及び世帯状況
- (8) 緊急時の連絡先
- (9) その他の必要事項

3 甲は、名簿に記載した個人情報に変更があったときは、適宜乙に通知するものとし、旧の名簿は、甲に返却するものとする。

(名簿の管理)

第4条 乙は、名簿について、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)及び次の各号を遵守し、適正な管理を行わなければならない。

- (1) 名簿の盗難、紛失、漏えい、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (2) 名簿に記載されている個人情報を、要援護者の支援以外の目的のために使用したり、第三者に提供してはならない。

(報告及び措置)

第5条 乙は、名簿の盗難、紛失、漏えい、破損、改ざんその他前項の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年8月12日

甲 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東村山市本町一丁目1番地3
警視庁東村山警察署
代表者 署長 若松 重久

清瀬市災害時等要援護者の支援に関する協定書

清瀬市(以下「甲」という。)と東京消防庁清瀬消防署(以下「乙」という。)は、火災、地震、風水害等の災害発生時に高齢、障害等により自力で避難することが困難な方及び日頃から見守りや支援が必要な方(以下「要援護者」という。)の支援に関し必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、要援護者に対する安否確認、避難誘導、救出、救護等の緊急対応(以下「緊急対応」という。)を円滑に行うため、平常時において、乙の管内の町名ごとに名簿を作成し、乙に対し提供する。

(名簿の使用目的)

第2条 乙は、災害時の緊急対応に必要な範囲以内で名簿を使用するほか、平常時における災害時要援護者対策のあらゆる消防行政に活用できるものとする。

(名簿に記載する情報)

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当し、自力での避難が困難であり、かつ、乙への名簿の提供に同意した方を要援護者として名簿に記載する。ただし、施設入所者は除く。

- (1) 満75歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者
- (2) 要介護状態区分が要介護3から要介護5までにある方
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級と記載されている方若しくは、身体障害者旅客運賃割引規則に定める第1種身体障害者に認定されている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級と記載されている方
- (5) 愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級と記載されている方
- (6) その他名簿へ登録を希望する方で甲が認めた方

2 名簿に記載する要援護者の個人情報、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 性別
- (4) 生年月日及び年齢
- (5) 連絡先
- (6) 申込み理由
- (7) 家族構成及び世帯状況
- (8) 緊急時の連絡先
- (9) その他の必要事項

3 甲は、名簿に記載した個人情報に変更があったときは、定期的に乙に通知するものとし、その際乙は旧名簿を、甲に返却するものとする。

(名簿の管理)

第4条 乙は、名簿について、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)及び次の各号を遵守し、適正な管理を行わなければならない。

- (1) 名簿の盗難、紛失、漏えい、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (2) 名簿に記載されている個人情報を、要援護者の支援以外の目的のために使用したり、第三者に提供してはならない。

(報告及び措置)

第5条 乙は、名簿の盗難、紛失、漏えい、破損、改ざんその他前項の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、記名の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年8月12日

甲 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 清瀬市中清戸二丁目850番地1
東京消防庁清瀬消防署
代表者 消防署長 西原 健治

協定第1-12 「東京都下水道局清瀬水再生センター覆蓋上部公園に対する電力供給に関する協定」（東京都下水道局）

東京都下水道局清瀬水再生センター覆蓋上部公園に
対する電力供給に関する協定書

東京都下水道局（以下「甲」という。）と清瀬市（以下「乙」という。）は、乙が災害時の避難場所と指定した、甲の清瀬水再生センター（以下「水再生センター」という。）覆蓋上部公園（以下「公園」という。）への電力供給について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、乙が水再生センターに整備した公園を避難場所として活用する際に、甲が水再生センターの非常用発電機を用いて発電した電力の一部を公園に供給し、乙がこの電力を用いて避難者のための施策を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（電力供給の条件）

第2条 甲は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合、公園に電力を供給する。

ただし、甲は自己の都合により電力供給を任意に停止することができる。

- （1）公園に対する電力会社からの電力供給が停止していること。
- （2）電力会社からの電力供給が停止するなど甲の非常用発電機が運転可能であること。
- （3）公園を避難場所として使用していること。

2 電力供給の具体的な開始時期については、甲乙協議の上、別途定める。

（費用の負担）

第3条 甲が電力供給を行うために必要な設備の設置に要する費用は、甲が負担する。

2 甲が供給する電力の使用料は無償とする。

（詳細事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の実施に関する詳細な事項について、協議の上、別途定めるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成25年8月27日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の解決）

第6条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

本協定書の成立を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、各自記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年8月27日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者
下水道局長 松浦 将行

乙 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

協定第1-13 「指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書」
（東京都水道局）

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と清瀬市（以下「乙」という。）は指定給水拠点における初動応急給水拠点について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び清瀬市地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の定義が、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（乙による初動応急活動の実施）

第3条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合においては、乙は、当該指定給水拠点において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第4条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点における初動応急給水活動を行わせることができる。

- 2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第5条 乙は、指定給水拠点における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。次項及び第7条において同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

- 2 甲は、応急給水資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

（指定給水拠点の通知）

第6条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

（鍵の管理）

第7条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするための門扉、応急給水資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために鍵を開ける必要がある施設に係る鍵又は鍵がダイヤル式の場合にあっては鍵となる番号（以下これらを「鍵等」という。）を貸与するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。
- 3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。
- 4 乙は、鍵等の紛失又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

（費用の補償）

第8条 乙は、乙の職員又は指定従事者が応急給水区画内の施設、応急給水用資器材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

（相互の連絡調整）

第9条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（実施細目）

第10条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（疑義に関する協議）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成26年 3月31日

甲 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 吉田 永

乙 清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎

協定第1-14 「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」（東京都知事）

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、清瀬市長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する姜千絵を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が東京都震災対策条例（平成12年東京都条例202号）に基づき清瀬市立第3保育園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する費用を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資機材を使用する場合は、甲が設置した資機材以外のものに係る費用を負担するものとする。

（関連自治体）

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する自治体と別途協議するものとする。

（実施細目）

第7条 乙と東京都水道局長とは、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする

（適用期日）

第8条 この協定は、平成27年4月1日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 東京都知事 舛添 要一

乙 清瀬市長 渋谷 金太郎

協定第1-15 「東京都及び区市町村間の災害時等協力協定」
（東京都23区特別区、都内25市、都内13市町村）

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- （2）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- （3）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （4）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- （1）災害時等の状況
- （2）協力の内容
- （3）協力の期間
- （4）協力の場所
- （5）その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

協定編 協定第1-15 東京都及び区市町村間の災害時等協力協定（東京都23区特別区、都内25市、都内13市町村）

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

（自主協力）

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2 協力をを行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

（都の役割）

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、令和3年●月●日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和 3 年●月●日

東京都
代表者 東京都知事

都内 2 3 特別区（別表のとおり）
代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内 2 6 市（別表のとおり）
代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内 1 3 町村（別表のとおり）
代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

協定編 協定第1-15 東京都及び区市町村間の災害時等協力協定（東京都23区特別区、都内25市、都内13市町村）

（別表）

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13市町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

協定第2 「市と指定地方行政機関との協定一覧」（総括）

（震災編本文震-43頁）

協定の名称	締結先（締結日）	協定の内容	協定番号
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局 (平成24年3月1日)	情報連絡員（リエゾン）の派遣	協定第2-1

協定第2-1 「災害時の情報交換に関する協定」（国土交通省 関東地方整備局）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、清瀬市長 渋谷金太郎（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 清瀬市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 清瀬市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年3月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長

下 保

修

乙) 東京都清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市長

渋 谷

金 太 郎

協定第3 「市と指定公共機関との協定一覧」(総括)

(震災編本文震-43頁)

協定の名称	締結先(締結日)	協定の内容	資料番号
削除			協定第3-1
削除			協定第3-2

協定第4 「市と指定地方公共機関との協定一覧」（総括）

（震災編本文震-43頁）

協定の名称	締結先（締結日）	協定の内容	協定番号
災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人清瀬市医師会 (平成26年9月1日)	医療救護活動への協力	協定第4-1
削除			協定第4-2
災害時の救護活動についての協定	一般社団法人東京都清瀬市歯科医師会 (平成26年9月1日)	災害時の医薬救護活動	協定第4-3
災害時における救護活動についての協定	一般社団法人清瀬市薬剤師会 (平成26年9月1日)	薬剤師の派遣による医薬品の調剤、服薬指導及び管理	協定第4-4
災害時の応急救護活動についての協定	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区	応急救護活動及び衛生材料等の提供	協定第4-5
災害時の救護活動についての協定	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部	応急救護活動及び衛生材料等の提供	協定第4-6

協定第4-1 「災害時の医療救護活動についての協定」（清瀬市医師会）

災害時の医療救護活動についての協定書

清瀬市を「甲」とし、清瀬市医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、清瀬市地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の緊急医療救護所及び救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護マニュアルの策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護マニュアルを策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医師 若干名
- (2) 看護師 若干名
- (3) その他補助事務 若干名

（医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が災害拠点病院等に設置する緊急医療救護所等又は救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認
- (5) 助産救護
- (6) 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄、輸送）

第8条 甲は医薬品等の備蓄に努めるものとするが、乙は医薬品の供給について、協力するものとする。

2 緊急医療救護所及び医療救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療施設の指定）

第9条 乙は、甲が清瀬市地域防災計画に基づく、災害拠点病院等を指定しようとする時は、これに協力するものとする。

（医療費）

第10条 緊急医療救護所及び医療救護所における医療費は無料とする。

2 災害拠点病院等における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を、併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（2）合同訓練時における医療救護活動の前（1）に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療救護協議会の設置）

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもつて構成する清瀬市災害医療救護協議会を設置するものとする。

（細目）

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市松山一丁目4-20 松東ビル 1F
一般社団法人清瀬市医師会
会長 平野 功

協定第4-3 「災害時の救護活動についての協定」（清瀬市歯科医師会）

災害時の救護活動についての協定書

清瀬市を甲とし、清瀬市歯科医師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、清瀬市地域防災計画に基づき救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、現地の緊急医療救護所及び救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処理
- （2）災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療及び衛生指導
- （4）検死・検案に際しての法歯学上の協力

（費用弁償等）

第4条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）歯科医師会の派遣派遣に伴うもの

ア 歯科医師会の派遣に要する経費

イ 歯科医師会の救護活動等における衛生材料等

ウ 歯科医師会が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（災害救護計画の策定）

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害救護計画を策定するに当たっては、清瀬市医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市下清戸一丁目25-8
東京都清瀬市歯科医師会
会長 島田 尚範

救護に係る費用弁償等に関する覚書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬市歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、平成26年9月1日に締結した「災害時の救護活動についての協定書」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第1条 医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、東京都と公益社団法人東京都歯科医師会が締結した「救護に係る費用弁償等に関する覚書」を準用する。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 医療救護班が携帯した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は実費とする。

2 災害拠点病院、災害拠点連携病院及び緊急医療救護所等において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、実費とする。

（紛争の処理）

第3条 医療救護班が転送した患者の診療について、この患者を診察した後方医療施設と患者の間に、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のため、適切な処置をとるものとする。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市下清戸一丁目25-8
東京都清瀬市歯科医師会
会長 島田 尚範

協定第4-4 「災害時における救護活動についての協定」（清瀬市薬剤師会）

災害時における救護活動についての協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、地域内に災害が発生し、清瀬市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請することができる。

2 乙は前項の規定に基づき、甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（派遣要請手続）

第3条 甲が乙に対して前条に定める派遣要請をするときは、原則として次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により要請し、事後において文書を提出するものとする。

- （1）派遣を要請する人員
- （2）派遣を要請する場所及び経路
- （3）派遣を要請する期間

（薬剤師班の活動場所）

第4条 薬剤師班は、緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- （1）緊急医療救護所及び医療救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- （2）緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
- （3）一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- （4）避難所の衛生管理・防疫対策への協力

（指揮命令）

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第7条 乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 緊急医療救護所及び医療救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第9条 緊急医療救護所及び医療救護所等における調剤費は、無料とする。

（合同防災訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて担当す

るものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）薬剤師班の編成及び派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

イ 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

（2）合同防災訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則

（協定の廃止）

1 この協定の発行に伴い、平成11年11月1日に締結した災害時における救護活動についての協定は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市松山一丁目41-18
一般社団法人清瀬市薬剤師会
会長 阿久津 七光

救護に係る費用弁償等に関する覚書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、平成26年9月1日に締結した「災害時の救護活動についての協定書」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（救護従事者の実費弁償）

第1条 救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、東京都と公益社団法人東京都薬剤師会が締結した「救護に係る費用弁償等に関する覚書」を準用する。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 薬剤師班が携帯した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は実費とする。

2 災害拠点病院、災害拠点連携病院及び緊急医療救護所等において、救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、実費とする。

（紛争の処理）

第3条 患者との間に、紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のため、適切な処置をとるものとする。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市松山一丁目41-18
一般社団法人清瀬市薬剤師会
会長 阿久津 七光

協定第4-5 「災害時の応急救護活動についての協定」
（東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区）

災害時の応急救護活動についての協定書

清瀬市を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復師班の派遣）

第2条 甲は、清瀬市地域防災計画に基づき救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、柔道整復師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けた場合は、直ちに柔道整復師班を編成し、現地の緊急医療救護所及び救護所等に派遣するものとする。

（柔道整復師班の業務）

第3条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

（1） 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

（2） 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所等において行う応急救護は、緊急医療救護所及び医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用補償等）

第4条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1） 公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区の派遣に伴うもの

ア 公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区の派遣に要する経費

イ 公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区の救護活動等における衛生材料等

ウ 公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（2） 合同訓練時における救護活動等の前（1）に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（災害救護計画の策定）

第6条 乙は、本協定に定める救護活動を実施するため、災害救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害救護計画を策定するに当たっては、清瀬市医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項につい

ては、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

附則

（協定の廃止）

この協定の締結に伴い、平成26年9月1日に締結した「災害時における清瀬市接骨師会の協力についての協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年7月10日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市元町一丁目8番37号
公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区
地区長 杉浦 克昌

救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

清瀬市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区（以下「乙」という。）との間において、令和元年7月10日に締結した「災害時の応急救護活動についての協定書」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（救護活動従事者の実費弁償）

第1条 救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、東京都と公益社団法人東京都医師会が締結した「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」の看護師の単価を準用する。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 災害時救護活動又は合同訓練参加者が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

（紛争の処理）

第3条 患者との間に紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のため、適切な処置をとるものとする。

附則

（協定細目の廃止）

この覚書の締結に伴い、平成26年9月1日に取り交わした「災害時の清瀬市接骨師会の協定細目」は、廃止する。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

令和元年7月10日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市元町一丁目8番37号
公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部清瀬市地区
地区長 杉浦 克昌

協定第4-6 「災害時の救護活動についての協定」
（東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部）

災害時の救護活動についての協定書

清瀬市を「甲」とし、一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙は、甲が清瀬市医師会に対し要請する医療救護班の編成に協力するほか、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者等に対する応急救護（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定された業務の範囲）の実施

イ 傷病者等に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

ウ 甲が行う救護活動に係る会議への参加及び活動報告

2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用補償等）

第3条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）乙の派遣に伴うもの

ア 乙の派遣に要する経費

イ 乙の救護活動等における衛生材料等

ウ 乙が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（2）合同訓練時における救護活動等の前（1）に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（災害救護計画の策定）

第5条 乙は、本協定に定める救護活動を実施するため、災害救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害救護計画を策定するに当たっては、清瀬市医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

協定編 協定第4-6 災害時の救護活動についての協定（東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部）

令和2年3月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市梅園二丁目5番9号
一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部
支部長 上村 貴代美

救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

清瀬市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部（以下「乙」という。）との間において、令和2年3月1日に締結した「災害時の救護活動についての協定書」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（救護活動従事者の実費弁償）

第1条 救護活動の従事者及び合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、東京都と公益社団法人東京都医師会が締結した「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」の看護師の単価を準用する。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 災害時救護活動又は合同訓練参加者が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

（紛争の処理）

第3条 患者との間に紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決のため、適切な処置をとるものとする。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和2年3月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市梅園二丁目5番9号
一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部
支部長 上村 貴代美

協定第5 「市と各民間機関との協定一覧」(総括)

(震災編本文震-43頁)

協定の名称	締結先(締結日)	協定の内容	協定番号
災害時における燃料類調達に関する協定	プロパンガス清瀬支部 (昭和56年4月1日)	燃料類の調達	協定第5-1
災害時における燃料類調達に関する協定	東京都清瀬燃料組合 (昭和56年4月1日)	燃料の供給	協定第5-2
災害時における物資調達に関する協定	株式会社稲毛屋西武秋津店 (昭和56年3月1日)	被災者の救護物資の供給	協定第5-3
削除			協定第5-4
災害時における協力に関する協定	清瀬建設組合 (昭和56年6月19日)	災害時における応急対策業務の協力	協定第5-5
災害時における食糧調達業務に関する協定	東京都麺類協同組合東久留米支部 (平成8年11月27日)	食糧の供給	協定第5-6
災害時における応急給水及び上下水道の応急復旧に関する協定	清瀬管工事組合 (平成10年11月5日)	災害時の応急給水及び上・下水道の応急復旧協力	協定第5-7
災害時における災害情報の放送等に関する協定	株式会社ジェイコム関東西東京局 (平成20年1月1日)	災害情報の放送	協定第5-8
災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定	清瀬市電設防災協力会 (平成20年8月1日)	災害時の避難所及び災害対策本部の応急対策業務	協定第5-9

<p>災害時における二次避難所の利用に関する協定</p>	<p>【高齢者関係施設5ヶ所】 ①社会福祉法人信愛報恩会信愛の園、②社会福祉法人慈生会聖ヨゼフ老人ホーム、③社会福祉法人上宮会上宮園、④社会福祉法人救世軍社会事業団救世軍恵泉ホーム、⑤社会福祉法人東京聖労院清雅苑 【障害者関係施設3ヶ所】 ①社会福祉法人清瀬わかば会、②社会福祉法人椎の木会、③社会福祉法人まりも会清瀬療護園 (平成24年5月11日)</p>	<p>二次避難所(福祉避難所)の利用</p>	<p>協定第5-10</p>
<p>清瀬市災害時における応急燃料供給業務等に関する協定</p>	<p>松村石油株式会社 (平成24年7月1日)</p>	<p>燃料供給</p>	<p>協定第5-11</p>
<p>災害時における二次避難所の利用に関する協定</p>	<p>【高齢者関係施設3ヶ所】 ①医療法人財団保養会介護老人保健施設たけおか、②医療法人社団弘善会介護老人保健施設ラビアンローゼ、③医療法人社団弘善会介護老人保健施設ラビアンローゼ富士見 (平成24年8月23日)</p>	<p>二次避難所(福祉避難所)の利用</p>	<p>協定第5-12</p>
<p>災害時における介護用品等の供給に関する協定</p>	<p>①株式会社ホームケアセンターイワサキ、②株式会社愛ケア (平成24年8月23日)</p>	<p>介護用品等の供給</p>	<p>協定第5-13</p>
<p>削除</p>			<p>協定第5-14</p>
<p>削除</p>			<p>協定第5-15</p>
<p>災害時における被災要介護者等への援助に関する協定</p>	<p>①清瀬リハビリテーション病院居宅介護支援事業所、②医療法人社団弘善会指定居宅介護支</p>	<p>災害時、介護保険サービス利用者等が被災した場合の安否確認、避難所での介護保険サー</p>	<p>協定第5-16</p>

協定編 協定第5 「市と各民間機関との協定一覧」(総括)

	<p>援事業所ラビアンローゼ、③株式会社ファインケア南関東事業部ファインケア清瀬、④医療法人社団弘善会訪問看護ステーションラビアンローゼ、⑤社会福祉法人清悠会ケア・センター悠々の会、⑥有限会社アイズ、⑦健康生活支援研究所有限会社すこやか、⑧有限会社クオリティ・オブ・ライフ、⑨愛ケア清瀬訪問介護事業所、⑩株式会社エルエーシー一縁ヘルパーステーション、⑪一般社団法人清風の会けやき通り訪問看護ステーション、⑫医療法人財団保養会老人保健施設たけおか居宅介護支援事業部、⑬医療法人社団雅会山本病院居宅介護支援事業所、⑭西都保健生活協同組合 ヘルパーステーション虹・清瀬、⑮西都保健生活協同組合北多摩クリニックケアプランセンターきずな、⑯有限会社あくつ薬局あくつ薬局介護支援センター、⑰有限会社はっぴいまざあ、⑱特定非営利活動法人ケン工房NPOセンター (平成25年2月20日)</p>	<p>ビスの提供等</p>	
<p>非常災害時の炊き出し等に関する協定</p>	<p>①一富士フードサービス株式会社、②株式会社メフォス、③フジ産業株式会社 (平成25年4月1日) ④株式会社藤江 (平成26年4月1日) ⑤協立給食株式会社 (令和3年4月1日)</p>	<p>大規模災害時における避難住民等への炊き出し等に関する協定(清瀬市立小中学校7校)</p>	<p>協定第5-17</p>
<p>災害時における福祉避難所の利用に関する協定</p>	<p>社会福祉法人ハートフルたてしな (平成25年9月24日)</p>	<p>福祉避難所の利用</p>	<p>協定第5-18</p>

協定編 協定第5 「市と各民間機関との協定一覧」(総括)

(関連協定1 参考) 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会と社会福祉法人立科町社会福祉協議会の災害時相互支援協定	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会及び社会福祉法人立科町社会福祉協議会間 (平成25年9月24日)	いずれかの地域で災害発生し独自での事業運営が困難な場合の支援	協定第5-18-1
(関連協定2 参考) 災害時における福祉避難所の利用に関する協定	立科町及び社会福祉法人信愛報恩会間 (平成25年9月24日)	福祉避難所の利用	協定第5-18-2
(関連協定3 参考) 災害時応援協定	社会福祉法人信愛報恩会信愛の園及び社会福祉法人ハートフルケアたてしな徳花苑間 (平成25年9月24日)	大規模災害時の相互協力、後方支援、復旧活動等の相互応援	協定第5-18-3
災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定	①独立行政法人国立病院機構東京病院、②公益財団法人結核予防会複十字病院、③医療法人社団雅会山本病院、④医療法人財団きよせ旭が丘記念病院 (平成26年9月1日)	緊急医療救護所の開設のための協力	協定第5-19
削除			協定第5-20
削除			協定第5-21
災害時におけるボランティア活動の支援に関する協定	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 (平成26年9月1日)	災害ボランティアセンターの設置	協定第5-22
災害時における福祉避難所の利用に関する協定	①清瀬市社会福祉協議会・障害者福祉センター、②社会福祉法人嬉泉・子どもの発達支援・交流センターとことこ (平成26年9月1日)	福祉避難所の利用	協定第5-23
災害時における福祉避難所の利用に関する協定	東京都立清瀬特別支援学校 (平成26年11月1日)	福祉避難所の利用	協定第5-24

協定編 協定第5 「市と各民間機関との協定一覧」(総括)

災害時における車両等の提供に関する協定	NPO法人全日本レッカー協会 (平成26年12月24日)	道路上の車両の移動、 人員輸送への協力	協定第5-25
災害時における物資の受入れ及び輸送等に関する協定	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部 (平成26年12月24日)	災害時の物資輸送への協力	協定第5-26
災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定	株式会社アクティオ西東京支店 (平成27年2月2日)	重機、トイレ等、レンタル機材の提供	協定第5-27
災害時における物資調達に関する協定	株式会社アーダブレン (平成27年2月17日)	被災者への化粧品の提供	協定第5-28
広告付避難場所等電柱看板の掲出に関する協定	東電タウンプランニング株式会社多摩総支社 (平成27年4月13日)	直近の避難場所への案内標示	協定第5-29
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	①東邦薬品株式会社東久留米営業所、②酒井薬品株式会社小平第二営業所、③株式会社スズケン小平支店、④株式会社メディセオ武蔵野北支店、⑤アルフレッサ株式会社小平支店 (平成27年11月1日)	災害時における医療救護所等で必要となる医薬品等の調達	協定第5-30
災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定	東京都立清瀬高等学校 (平成28年3月23日)	指定緊急避難場所としての利用	協定第5-31
災害時における物資調達に関する協定	株式会社カマタ (平成28年9月13日)	ダンボール用品の供給	協定第5-32
災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定	東京みらい農業協同組合 (平成28年11月2日)	農地等の斡旋	協定第5-33

協定編 協定第5 「市と各民間機関との協定一覧」(総括)

災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定	①国立看護大学、②学校法人東星学園、③学校法人日本社会事業大学 (平成28年12月25日)	指定緊急避難場所としての利用	協定第5-34
地震発生時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定	学校法人明治薬科大学 (平成29年2月21日)	指定緊急避難場所としての利用	協定第5-35
災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部 (平成29年4月1日)	民間賃貸住宅の媒介	協定第5-36
災害時における帰宅困難者支援等に関する協定	セントラルスポーツ株式会社 (平成29年7月7日)	帰宅困難者支援	協定第5-37
災害時における応急対策活動の協力に関する協定	東都自動車交通株式会社 (平成29年8月1日)	車両による搬送協力	協定第5-38
災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部東久留米地区清瀬ブロック (平成29年10月19日)	被災者への理容サービスの提供	協定第5-39
災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定	東京都職員共済組合 (平成29年12月1日)	指定緊急避難場所としての利用	協定第5-39-2
災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン (平成30年4月25日)	ドローンによる被災状況調査、撮影した情報の提供等	協定第5-40
災害時における放送に関する協定	株式会社クルメディア (平成30年10月4日)	災害情報の放送	協定第5-40-2

協定編 協定第5 「市と各民間機関との協定一覧」(総括)

災害時における廃棄物処理等に関する協定	清瀬市清掃事業協同組合 (平成30年12月17日)	災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処理	協定第5-41
災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	清瀬市清掃事業協同組合 (平成30年12月17日)	し尿の収集、運搬	協定第5-42
簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク (平成31年3月1日)	避難所用間仕切り等の供給	協定第5-43
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社 (平成31年3月11日)	災害に係る情報発信(事業サービス上への情報掲載)	協定第5-44
災害時における生活物資の供給協力のに関する協定	株式会社カインズ (平成31年3月11日)	生活必需品や応急対策物資等の供給	協定第5-45
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン (令和元年8月1日)	地図製品等の供給	協定第5-46
災害時における避難所開設運営協力に関する協定	①アクティオ株式会社、 ②一般社団法人清瀬文化スポーツ事業団、③HONDA ESTILO株式会社 (令和2年6月1日)	自主避難所の開設運営協力	協定第5-47
災害時における葬祭用品の供給等に関する協定	有限会社荒田葬儀社 (令和2年8月15日)	葬祭用品の供給及び作業等の役務の提供	協定第5-48
水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定	東京都 (令和2年8月31日)	緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸の使用	協定第5-49

協定編 協定第5 「市と各民間機関との協定一覧」(総括)

災害時における物資及び資機材調達に関する協定	株式会社大林組 (令和2年11月12日)	重機、発電機、投光器、仮設トイレ等の物資及び資機材の供給等	協定第5-50
災害時における相互連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 (令和2年11月15日)	災害時の相互連携、情報提供	協定第5-51
災害時における動物救護に関する協定	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部清瀬市獣医師会 (令和2年12月20日)	被災動物の救護活動、情報提供等	協定第5-52
災害時における給電車両貸与に関する協定書	トヨタモビリティ東京株式会社 (令和3年2月1日)	電力確保の為の給電車両の貸与	協定第5-53
多摩地域における災害時の下水道施設に係わる技術支援協力に関する協定	①都下水道局②多摩地域30市町村③(公財)東京都都市づくり公社④全国上下水道コンサルタント協会関東支部 (令和3年3月19日)	災害時の技術支援協力	協定第5-54
災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定	東京都立清瀬特別支援学校 (令和3年7月1日)	指定緊急避難場所としての利用	協定第5-55
災害時におけるバス利用に関する協定	株式会社KEN ドリーム (令和3年8月27日)	被災者や災害対応人員・資機材の輸送等の為の車両等の供給	協定第5-56
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン (令和3年9月21日)	避難所等の災害に係る情報の提供	協定第5-57
災害時における住家被害認定調査等に関する協定	①東京都不動産鑑定士協会 ②東京都土地家屋調査士会 ③東京都宅地建物取引業協会 (令和4年2月8日)	住家被害認定調査等の実施についての協力及び連携	協定第5-58

協定編 協定第5 「市と各民間機関との協定一覧」(総括)

<p>多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定</p>	<p>①都下水道局②多摩地域 29 市町村③(公財)東京都都市づくり公社 ④下水道メンテナンス協同組合 (平成 29 年 3 月 31 日)</p>	<p>災害時の復旧支援協力</p>	<p>協定第 5-59</p>
<p>災害時における物資運送等に関する協定</p>	<p>ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店 (令和 4 年 9 月 29 日)</p>	<p>災害時の物資の輸送や配送協力</p>	<p>協定第 5-60</p>
<p>災害時における血液透析療法の必要な者の受入れ協定</p>	<p>医療法人財団きよせ旭が丘記念病院 (令和 4 年 11 月 1 日)</p>	<p>血液透析療法対象者の受入れ</p>	<p>協定第 5-61</p>

協定第5-1 「災害時における燃料類調達に関する協定」
（東京都プロパン協会プロパンガス清瀬支部）

災害時における燃料類調達に関する協定書

清瀬市を「甲」とし、東京都プロパン協会清瀬支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、水火災等、清瀬市内で大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者の生活を保持するための燃料供給を確保するため、甲の行う応急対策業務に対し、乙が行う協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の燃料類及びそれに付随する器具類等（以下「燃料類等」という。）の供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じる。

2 乙は、営業時間外においても、甲よりこの協定に基づく要請があつたときには、速やかにその要請に応じられる態勢を、平常時から確立しておく。

（報告）

第3条 乙は、災害時における甲に対する協力態勢を毎年4月に清瀬市長に報告する。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにして、要請しなければならない。

2 甲の乙に対する要請の手続は、原則として総務部防災安全課が担当する。

（業務の内容）

第5条 乙は、甲の要請に対して、指定数量の燃料類等を、指定納入場所に速やかに納入する。ただし、乙による燃料類等の輸送が困難な時には、甲により輸送を行う。

（支払）

第6条 乙は、燃料類等納入後甲に対し、燃料の代金を請求する。

2 燃料類等の代金は、災害時直前の価格とする。

3 甲は、乙により請求された燃料類等の代金を、その内容を確認のうえ速やかに支払う。

（細目）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、別に細目を定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第9条 この協定は、昭和56年4月1日より効力を有するものとし、有効期限は3年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかからの申し出がない限り、同一の内容をもって自動的に継続するものとし、以後の継続についても同様とする。

この協定成立を証するため協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を保有する。

昭和56年4月1日

甲 東京都清瀬市

清瀬市長 渋谷 邦 蔵

乙 プロパンガス清瀬支部

代表 丸善ガス 鈴木 重 幸

協定第5-2 「災害時における燃料類調達に関する協定」（東京都清瀬燃料組合）

災害時における燃料類調達に関する協定書

清瀬市を「甲」とし、清瀬燃料組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、水火災等、清瀬市内で大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者の生活を保持するための燃料供給を確保するため、甲の行う応急対策業務に対し乙が行う協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の燃料類及びそれに付随する器具類等（以下「燃料類等」という。）の供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じる。

2 乙は、営業時間外においても、甲よりこの協定に基づく要請があつたときには、速やかにその要請に応じられる態勢を、平常時から確立しておく。

（報告）

第3条 乙は、災害時における甲に対する協力態勢を、毎年4月に清瀬市長に報告する。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにして、要請しなければならない。

2 甲の乙に対する要請手続は、原則として総務部庶務課が担当する。

（業務の内容）

第5条 乙は、甲の要請に対して、指定数量の燃料類等を、指定納入場所に速やかに納入する。ただし、乙による燃料類等の輸送が困難な時には、甲により輸送を行う。

（支払）

第6条 乙は、燃料類等納入後甲に対し、燃料の代金を請求する。

2 燃料類等の代金は、災害時直前の価格とする。

3 甲は、乙により請求された燃料類等の代金を、その内容を確認のうえ速やかに支払う。

（細目）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、別に細目を定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた時は、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第9条 この協定は、昭和56年4月1日より効力を有するものとし、有効期限は3年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかからの申し出がない限り、同一の内容をもって自動的に継続するものとし、以後の継続についても同様とする。

この協定成立を証するため協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を保有する。

昭和56年4月1日

甲 東京都清瀬市
清瀬市長 渋谷 邦 蔵

乙 東京都清瀬市野塩4丁目26
東京都清瀬燃料組合
代表者 中村 良 元

協定第5-3 「災害時における物資調達に関する協定」（稲毛屋西武秋津店）

災害時における物資調達に関する協定書

清瀬市を「甲」とし、稲毛屋西武秋津店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、水火災等、清瀬市内で大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者の救護物資の供給を確保するため、甲の行う応急対策業務に対し乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の要請に対し、在庫量の範囲内で優先的に応じるものとする。

2 乙は、営業時間外においても、甲よりこの協定に基づく要請があつたときには、速やかにその要請に応じられる態勢を平常時より確立しておくものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による協力を要請する必要がある場合は、乙に対し、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

2 甲の乙に対する要請の手続は、原則として総務部庶務課が担当する。

（業務の内容）

第4条 乙は、甲の要請に対し指定数量の指定物資を保管場所において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する納入場所に納入するものとする。

（支払）

第5条 乙は、物資納入後、甲に対して物資の代金を請求するものとする。

2 物資の代金は、災害時直前の価格とする。

3 甲は、乙により請求された物資の代金の内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（有効期限）

第6条 この協定は、昭和56年3月1日より効力を有するものとし、有効期限は3年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかからの申出のない場合には、この協定は同一内容をもつて更に3年間継続するものとする。

（細目）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するための本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和56年3月1日

甲 東京都清瀬市
清瀬市長 渋谷 邦 蔵

乙 東京都清瀬市野塩1丁目327番地
株式会社 稲毛屋西武秋津店
店長 樋口 邦 夫

協定第5-5 「災害時における協力に関する協定」（清瀬建設組合）

災害時における協力に関する協定書

清瀬市を「甲」とし、清瀬建設組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、水火災等、清瀬市内で大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民の最低生活を確保し、または社会秩序を維持するため、甲の行う応急対策業務に対し、乙が行う協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の要請に対し、積極的に協力するものとする。

2 乙は、次に掲げる甲の行う応急対策業務に協力するものとする。

- (1) 被災者の収容施設、救護所等の設置及び維持管理業務
- (2) 公共施設の応急復旧業務
- (3) 著しく居住性を損ねた被災住宅の応急処置業務
- (4) 危険物の保管施設等の応急処置業務
- (5) 障害物の除去業務
- (6) 前各号に定めるものの他災害に際し、特に必要と認めて行う応急対象業務

3 前項のうち、3号から6号の各業務について、甲の行う業務の範囲は、焦眉の危険を排除し、公共の秩序を維持するために行う応急処置業務の範囲とする。

4 乙は、協力に際し必要な労務、資機材等の提供及び輸送を行うものとする。但し、必要に応じて甲は輸送を分担する。

（協力体制の確立）

第3条 乙は、災害に際し協力活動を、能率的に行うため、平素より防災意識の自己啓発を行い、協力体制を確立する。

（要請の手続）

第4条 甲は、この協定による協力を要請する必要がある場合は、乙に対し要請の理由、場所その他必要な事項を明らかにして、要請しなければならない。

2 甲の乙に対する要請の手続は、原則として総務部防災安全課が担当する。

（支払）

第5条 乙は、協力業務終了後甲に対して、賃金及び資機材等の代金を請求するものとする。

2 賃金及び資機材等の代金は、災害時直前の地場相場の額とする。

3 甲は、乙により請求された賃金及び資機材等の代金の内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（有効期限）

第6条 この協定は、昭和56年6月19日より効力を有するものとし、有効期限は3年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかからの申し出のない場合には、この協定は、同一の内容をもって、更に3年間継続するものとし、以後の継続についても同様とする。

（細目）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するも

のとする。

昭和56年6月19日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 邦 蔵

乙 東京都清瀬市松山二丁目4-6
清瀬建設組合長 遠藤 浩 雄

協定第5－6 「災害時における食糧調達業務に関する協定」
（東京都麺類協同組合東久留米支部）

災害時における食糧調達業務に関する協定書

清瀬市を「甲」とし、東久留米市を「乙」とし、東京都麺類共同組合東久留米支部を「丙」として、甲乙丙において、次の条項により協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画、東久留米市地域防災計画に基づき、甲乙が行う災害時における食糧調達業務に対する丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲乙は、災害時における食糧の確保を図るため、食料を調達する必要が生じたときは、丙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 丙は、前条の規定に基づき、甲乙から下記品目の調達要請を受けたときは、速やかに措置するものとする。

- （1）もりうどん
- （2）もりそば
- （3）かけうどん
- （4）かけそば
- （5）おにぎり
- （6）その他

2 丙は、前項に規定する措置を行う調理場所として、甲乙の公共施設を使用できるものとする。

（緊急事項）

第4条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲乙が丙と連絡を取れない場合は、甲乙は、直接丙の加入組合員に対し、協力を要請することできるものとする。

（費用弁償）

第5条 甲乙は丙の協力により調理された食糧について、その実費を負担する。ただし、人件費は無料とする。

（協力店の表示）

第6条 甲乙は、この協定に基づく組合員店舗に対し、災害時における協力店である旨の表示を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲と乙と丙は、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成8年11月27日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 星野 繁

乙 東京都東久留米市中央町六丁目1番1号
東久留米市長 稲葉 三千男

丙 東京都清瀬市松山一丁目9番1号
東京都麺類協同組合東久留米支部長 立川 利一

協定第5-7 「災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定」
（清瀬管工事組合）

災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書

災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧（以下「応急復旧」という。）に関し、清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬管工事組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、市民の生活用水と下水道を確保するため組合員の積極的な協力を得ることにより、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、応援給水及び応急復旧の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は前項の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に協力をしなければならない。

（経費の負担）

第4条 乙が応急給水及び応急復旧に要した経費は、甲が負担するものとする。

（請求）

第5条 乙は業務完了後、甲の認定を受け、甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

（損害補償）

第7条 甲は、業務に従事した組合員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月1日組合条例第19号）」に定めるところに準じて、これを補償する。ただし、当該業務従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第9条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は平成10年11月5日から平成11年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年11月5日

甲 清瀬市
代表者 清瀬市長 星野 繁
乙 清瀬管工事組合
代表者 組合長 小林 好雄

要 請 書

清瀬市管工事組合
組合長

殿

要請者
清瀬市長

事 項	
相 手 方	
理 由	
業 務 内 容	
日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分から 平成 年 月 日 (曜日) 時 分から
場 所	
受 信 者 氏 名	
備 考	

協定第5-8 「災害時における災害情報の放送等に関する協定」
（株式会社ジェイコム関東西東京局）

災害時における災害情報の放送等に関する協定書

清瀬市役所（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム関東西東京局（以下「乙」という。）とは、災害情報の放送に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は災害時に、災害情報の放送等を、乙に要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、FAXまたは電子メールで行う。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、通常番組の放送及び他の業務に優先して、協力するものとする。

（放送内容）

第3条 乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に添って放送するものとし、主な放送内容は次のとおりとする。

（1）地震に関する事項

（2）風水害に関する事項

（3）大規模火災に関する事項の、予知（防止）、発生、復旧等に係る内容

（連絡調整）

第4条 本協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては清瀬市役所総務部防災安全課課長、乙においては株式会社ジェイコム関東西東京局管理部長とする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期限は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙に何ら意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協 議）

第6条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記、この協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年1月1日

甲 東京都 清瀬市役所
代表者 市長 星 野 繁

乙 株式会社ジェイコム関東西東京局
代表者 局長 石 原 哲 也

様式（第2条関係）

年 月 日		
株式会社ジェイコム関東 西東京局 局長 殿		
市長 (公印省略)		
放 送 要 請 書		
下記のとおり災害情報等の放送をお願いします。		
記		
件 名		
放送希望日	年 月 日 から 年 月 日 まで	前 時 分の放送 午 後
担 当 者	連絡先	市 部 課 TEL: 0 4 2 - - (内) FAX: 0 4 2 - - E-mail: @
放 送 内 容		

協定第5-9 「災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定」 （清瀬市電設防災協力会）

災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、清瀬市（以下「甲」という。）と（仮称）清瀬市電設防災協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、水火災等、清瀬市内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、避難所として指定されている施設及び災害対策本部設置施設（以下「避難所等」という。）の災害応急業務に関し、円滑な運営を図るために定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が市内で発生した場合又は発生する恐れのある場合は、乙に対し、以下の災害応急対策業務の協力を原則、文書により要請するものとする。

ただし、緊急時で文書による要請が困難な場合には、この限りでない。

（1）避難所等における電気設備の応急復旧業務

（2）応急対策用資機材の提供

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し必要な資機材等を提供するものとする。

（業務の実施及び報告）

第3条 乙は、甲の要請により現場に出動した場合は、甲の現場責任者の指示に従事するものとする。

2 乙は、業務の円滑な実施を図るため、あらかじめ災害時に稼動可能な資機材等の確保に努めるものとする。

3 乙は、前1項により実施した業務が終了した時は、速やかに業務の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 前2条に基づく甲の要請により、乙が実施した応急対策業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払い）

第5条 乙は、業務完了後、これに要した通常の実費を、経費として甲に対し請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を精査確認し、その経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲は、乙に属する業務従事者が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月1日組合条例第19号）」に定めるところに準じて、これを補償する。ただし、当該業務従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の期間は、平成20年8月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙なんらかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年8月1日

甲 清瀬市
代表者 清瀬市長 星 野 繁

乙 清瀬市電設防災協力会代表者
東京都清瀬市松山二丁目3番2号
株式会社 宇都宮電気商会
代表取締役 宇都宮 博

協定第5-10 「災害時における二次避難所の利用に関する協定」

（社会福祉法人信愛報恩会信愛の園、社会福祉法人慈生会聖ヨゼフ老人ホーム、社会福祉法人上宮会上宮園、社会福祉法人救世軍社会事業団救世軍恵泉ホーム、社会福祉法人東京聖労院清雅苑、社会福祉法人清瀬わかば会、社会福祉法人椎の木会、社会福祉法人まりも会清瀬療護園）

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人信愛報恩会 信愛の園（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市梅園2-3-15	信愛の園

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成24年5月11日から平成26年5月10日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月11日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市梅園二丁目3番15号
社会福祉法人 信愛報恩会
信愛の園
施設長 丸山 安三

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人慈生会 聖ヨゼフ老人ホーム（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市梅園3-14-72	聖ヨゼフ老人ホーム

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成24年5月11日から平成26年5月10日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月11日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市梅園三丁目14番72号
社会福祉法人 慈生会
聖ヨゼフ老人ホーム
施設長 大橋 康雄

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人上宮会 上宮園（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市竹丘3-3-31	上宮園

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所を開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成24年5月11日から平成26年5月10日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月11日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市竹丘三丁目3番31号
社会福祉法人 上宮会
上宮園
施設長 大木 悟

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人救世軍社会事業団 救世軍恵泉ホーム（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市竹丘1-17-61	救世軍恵泉ホーム

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成24年5月11日から平成26年5月10日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月11日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市

市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市竹丘一丁目17番61号

社会福祉法人 救世軍社会事業団

救世軍恵泉ホーム

施設長 細貝 順子

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京聖労院 清雅苑（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市中里5-91-2	清雅苑

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成24年5月11日から平成26年5月10日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月11日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中里五丁目91番2号
社会福祉法人 東京聖労院
清雅苑
施設長 小滝 一幸

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人清瀬わかば会（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市野塩4-59-8	工房わかば

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成24年5月11日から平成26年5月10日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月11日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市野塩四丁目59番8号
社会福祉法人 清瀬わかば会
理事長 山口 明

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人椎の木会（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市野塩4-230-1	清瀬どんぐりの家

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所を開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成24年5月11日から平成26年5月10日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月11日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市四丁目230番1号
社会福祉法人 椎の木会
理事長 熊谷 スミエ

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人まりも会 清瀬療護園（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市竹丘3-1-72	清瀬療護園

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成24年5月11日から平成26年5月10日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年5月11日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市竹丘三丁目1番72号
社会福祉法人 まりも会
清瀬療護園
施設長 畠山 千春

協定第5-11 「清瀬市災害時における応急燃料供給業務等に関する協定」
（松村石油株式会社）

清瀬市災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書

災害時における応急燃料の供給業務等の協力に関し、清瀬市（以下「甲」という。）と松村石油株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合において応急対策のための燃料を調達する必要があるときは、毎年度甲から乙へ送付する文書に記載された公用車及び自家発電設備等の稼動に支障がないよう、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、納入数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにした書面をもって要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合についてはこの限りではない。

（協力）

第4条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（協定期間及び自動更新）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかから解除、又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定に拘わらず、甲又は乙から協定期間中にこの協定の解除の申出があった場合は、相互協議して対処するものとする。

第8条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成24年7月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市中里一丁目733番地
松村石油株式会社
代表取締役 松村 重樹

協定第5-12 「災害時における二次避難所の利用に関する協定」
（医療法人財団保養会介護老人保健施設たけおか、医療法人社団弘善会介護老人保健施設ラビアンローゼ、医療法人社団弘善会介護老人保健施設ラビアンローゼ富士見）

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人財団 保養会（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市竹丘二丁目3番21号	介護老人保健施設 たけおか

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所を開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月23日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市竹丘二丁目3番21号
医療法人財団 保養会
理事長 堀内 英夫

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人社団弘善会 介護老人保健施設ラビアンローゼ（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市下清戸三丁目385番地	介護老人保健施設 ラビアンローゼ

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して二次避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月23日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市下清戸三丁目385番地
医療財団法人 弘善会
介護老人保健施設 ラビアンローゼ
施設長 渡 邊 洋

災害時における二次避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人社団弘善会 介護老人保健施設ラビアンローゼ富士見（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する二次避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 二次避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市中清戸五丁目27番地	介護老人保健施設 ラビアンローゼ富士見

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し二次避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して二次避難所を開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、二次避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により二次避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 二次避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月23日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中清戸五丁目27番地
医療法人財団 弘善会
介護老人保健施設 ラビアンローゼ富士見
施設長 石井 善輝

**協定第5-13 「災害時における介護用品等の供給に関する協定」
（株式会社ホームケアセンターイワサキ、株式会社愛ケア）**

災害時における介護用品等の供給に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社 ホームケアセンターイワサキ（以下「乙」という。）は、避難所等における介護用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、被災住民の避難が必要になった場合に、甲が避難所等における介護用品等の供給を乙から受けることに関し必要な事項を定め、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害が発生し避難所等を開設する場合において、乙に対し必要な介護用品等を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、できる限りこれに協力するものとする。

（供給物品等）

第3条 前条第1項の規定により甲が供給を要請する介護用品等は、福祉用具及び在宅医療機器等避難所等で高齢者及び障害者等の生活を最低限維持することに必要な物品とする。

2 乙は、介護用品等の供給をレンタルにより行うものとする。ただし、災害の状況または乙の在庫状況その他の状況により乙がレンタルによる供給を行えない場合は、甲乙協議の上、甲は乙から新品の介護用品等を購入することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、介護用品等のレンタル料その他乙が介護用品等の供給に要した経費を負担するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月23日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中里三丁目1118番地1
株式会社 ホームケアセンターイワサキ
代表取締役 岩崎 悟

災害時における介護用品等の供給に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社 愛ケア（以下「乙」という。）は、避難所等における介護用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、被災住民の避難が必要になった場合に、甲が避難所等における介護用品等の供給を乙から受けることに関し必要な事項を定め、もって被災住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害が発生し避難所等を開設する場合において、乙に対し必要な介護用品等を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、できる限りこれに協力するものとする。

（供給物品等）

第3条 前条第1項の規定により甲が供給を要請する介護用品等は、福祉用具及び在宅医療機器等避難所等で高齢者及び障害者等の生活を最低限維持することに必要な物品とする。

2 乙は、介護用品等の供給をレンタルにより行うものとする。ただし、災害の状況または乙の在庫状況その他の状況により乙がレンタルによる供給を行えない場合は、甲乙協議の上、甲は乙から新品の介護用品等を購入することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、介護用品等のレンタル料その他乙が介護用品等の供給に要した経費を負担するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年8月23日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中里一丁目746番地
株式会社 愛ケア
代表取締役 渋谷 一利

災害時における介護用品等の供給に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 清悠会 ケア・センター悠々の会（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、避難者の移送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時に、乙が甲に対して行う避難者の移送について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 この協定に基づく避難者の移送（以下「移送」という。）の対象は、次の各号に定めるものとする。

（1）災害時に、自宅や避難所での生活が困難な高齢者及び障害者

（2）その他甲が指示する者

（要請及び協力）

第3条 甲は、災害が発生し移送が必要となったときには、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときには、できる限りこれに協力するものとする。

（移送の区間）

第4条 移送する区間は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）避難者の自宅から甲が開設する避難所及び、避難所から避難所までの区間

（2）その他甲が指示する区間

（安全の確保）

第5条 移送にあたっては安全確保を第一とし、乙は、安全確保が困難な場合には、乙の判断で移送を中止することができる。

（経費の負担）

第6条 移送に要した経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。
平成24年8月23日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市

市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市下清戸一丁目23番地1号

社会福祉法人 清悠会

ケア・センター悠々の会

理事長 村田 秀子

協定第5-16 「災害時における被災要介護者等への援助に関する協定」

（清瀬リハビリテーション病院居宅介護支援事業所、医療法人社団弘善会指定居宅介護支援事業所ラビアンローゼ、株式会社ファインケア南関東事業部ファインケア清瀬、医療法人社団弘善会訪問看護ステーションラビアンローゼ、社会福祉法人清悠会ケア・センター悠々の会、有限会社アイズ、健康生活支援研究所有限会社すこやか、有限会社クオリティ・オブ・ライフ、愛ケア清瀬訪問介護事業所、株式会社エルエーシーー縁ヘルパーステーション、一般社団法人清風の会けやき通り訪問看護ステーション、医療法人財団保養会老人保健施設たけおか居宅介護支援事業部、医療法人社団雅会山本病院居宅介護支援事業所、西都保健生活協同組合ヘルパーステーション虹・清瀬、西都保健生活協同組合北多摩クリニックケアプランセンターきずな、有限会社あくつ薬局あくつ薬局介護支援センター、有限会社はっぴいまざあ、特定非営利活動法人ケン工房 NPO センター）

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬リハビリテーション病院 居宅介護支援事業所（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。た

だし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市竹丘三丁目3番33号
清瀬リハビリテーション病院
居宅介護支援事業所
代表者 所長 中島 俊 恵

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人社団弘善会 指定居宅介護支援事業所 ラビアンローゼ（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市下清戸三丁目385番地
医療法人社団 弘善会
代表者 理事長 石川 善輝

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ファインケア南関東事業部 ファインケア清瀬（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中里二丁目1588番地1カエデコーポ103
株式会社ファインケア
代表者 代表取締役社長 永田 嘉弘

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人社団弘善会 訪問看護ステーション ラビアンローゼ（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市下清戸三丁目385番地
医療法人社団 弘善会
代表者 理事長 石川 善輝

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 清悠会 ケア・センター悠々の会（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市下清戸一丁目23番地1
社会福祉法人 清悠会 ケア・センター悠々の会
代表者 理事長 村田 秀子

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と有限会社 アイズ（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」という。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市松山一丁目4番20号 松東ビル201
有限会社 アイズ
代表者 代表取締役 平野 彩子

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と健康生活支援研究所すこやか（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中清戸三丁目320番地7
健康生活支援研究所 有限会社すこやか
代表者 代表取締役 河野 初枝

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と有限会社クオリティ・オブ・ライフ（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市梅園三丁目18番1号
有限会社クオリティ・オブ・ライフ
代表者 代表取締役 間 宮 奈保子

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と愛ケア清瀬訪問介護事業所（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中里一丁目746番地
株式会社愛ケア
代表者 代表取締役 澁谷 一利

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社エルエーシー 一縁ヘルパーステーション（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中里三丁目924番地
株式会社エルエーシー 一縁ヘルパーステーション
代表者 代表取締役 根岸 要治

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とけやき通り訪問看護ステーション（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市中清戸二丁目750番地48 第2加藤ビル303
一般社団法人 清風の会
代表者 代表理事 清野 秀之

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と老人保健施設たけおか 居宅介護支援事業部（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市竹丘二丁目3番21号
医療法人財団 保養会
代表者 理事長 堀内 英夫

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人社団雅会 山本病院居宅介護支援事業所（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市野塩一丁目307番地1
医療法人社団 雅会 山本病院
代表者 理事長 山本 雅宏

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と西都保健生活協同組合 ヘルパーステーション虹・清瀬（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市上清戸二丁目1番41号
西都保健生活協同組合
代表者 理事長 岩崎 達夫

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と西都保健生活協同組合 北多摩クリニックケアプランセンターきずな（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市上清戸二丁目1番41号
西都保健生活協同組合
代表者 理事長 岩崎 達夫

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と有限会社あくつ薬局 あくつ薬局介護支援センター（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市松山一丁目41番18号
有限会社あくつ薬局
代表者 代表取締役 阿久津 七光

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と有限会社はっぴい まざあ（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市松山二丁目5番19号 コーポ・ユートピアB102号
有限会社 はっぴい まざあ
代表者 代表取締役 大西 由美

災害時における被災要介護者等への援助に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 ケン工房 NPO センター（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認、避難所での介護保険サービスの提供及び避難所の運営を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、清瀬市内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することができた内容を甲に対して報告するよう努力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 甲は、乙から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援）

第3条 乙は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」と言う。）の提供及び避難所の運営支援が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について事業者へ要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに乙へ情報提供を行う。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施する避難所での訪問サービスの提供及び避難所の運営支援に要した経費（保険給付の対象となるサービスは除く）について、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月20日

甲) 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙) 清瀬市梅園二丁目1番15号
特定非営利活動法人 ケン工房 NPO センター
代表者 理事長 根岸 憲治

**協定第5-17 「非常災害時の炊き出し等に関する協定」
（一富士フードサービス株式会社、株式会社メフォス、フジ産業株式会社、株式会社藤江、協立給食株式会社）**

非常災害時の炊き出し等に関する協定書

清瀬市を 甲 とし、一富士フードサービス株式会社を 乙 として、大規模災害時における避難住民等への炊き出し業務等について、以下のとおり協定を締結する。

（業務の依頼）

第1条 甲は、大規模な災害が生じて、当該学校（下記記載校）が住民の避難所として使用され、避難住民への炊き出し等が必要になったときは、乙に対し口頭で協力を依頼するものとする。

（乙の責務）

第2条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、速やかに業務実施の可能性について検討を加え、可能な限り協力を行うものとする。

（費用負担）

第3条 前条により炊き出し業務等を行う場合は、甲乙間協議のうえ、甲は、乙に実費相当額を支払うものとする。

（協定期間）

第4条 協定の有効期間は、甲乙間における当該学校の給食調理の委託契約期間とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

学校名	所在地
清瀬中学校	清瀬市中里5-624

平成25年4月1日

甲 東京都清瀬市中里5-842
清瀬市
代表者（市長） 渋谷 金太郎

乙 東京都千代田区神田小川町2-2-8
一富士フードサービス株式会社
常務取締役関東支社長 湊 順一

非常災害時の炊き出し等に関する協定書

清瀬市を 甲 とし、株式会社メフォスを 乙 として、大規模災害時における避難住民等への炊き出し業務等について、以下のとおり協定を締結する。

（業務の依頼）

第1条 甲は、大規模な災害が生じて、当該学校（下記記載校）が住民の避難所として使用され、避難住民への炊き出し等が必要になったときは、乙に対し口頭で協力を依頼するものとする。

（乙の責務）

第2条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、速やかに業務実施の可能性について検討を加え、可能な限り協力をを行うものとする。

（費用負担）

第3条 前条により炊き出し業務等を行う場合は、甲乙間協議のうえ、甲は、乙に実費相当額を支払うものとする。

（協定期間）

第4条 協定の有効期間は、甲乙間における当該学校の給食調理の委託契約期間とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

学校名	所在地
清瀬市立第四中学校	東京都清瀬市野塩3-2-3

平成25年4月1日

甲 東京都清瀬市中里5-842
清瀬市
代表者（市長） 渋谷 金太郎

乙 株式会社メフォス
東京都港区赤坂二丁目23番1号
代表取締役 佐藤 次則

非常災害時の炊き出し等に関する協定書

清瀬市を 甲 とし、フジ産業株式会社を 乙 として、大規模災害時における避難住民等への炊き出し業務等について、以下のとおり協定を締結する。

（業務の依頼）

第1条 甲は、大規模な災害が生じて、当該学校（下記記載校）が住民の避難所として使用され、避難住民への炊き出し等が必要になったときは、乙に対し口頭で協力を依頼するものとする。

（乙の責務）

第2条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、速やかに業務実施の可能性について検討を加え、可能な限り協力をを行うものとする。

（費用負担）

第3条 前条により炊き出し業務等を行う場合は、甲乙間協議のうえ、甲は、乙に実費相当額を支払うものとする。

（協定期間）

第4条 協定の有効期間は、甲乙間における当該学校の給食調理の委託契約期間とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

学校名	所在地
芝山小学校	東京都清瀬市元町二丁目16番8号
清瀬第五中学校	東京都清瀬市中清戸三丁目258番地1

平成25年4月1日

甲 東京都清瀬市中里5-842
清瀬市
代表者（市長） 渋谷 金太郎

乙 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号
秀和第二芝公園三丁目ビル
フジ産業株式会社
代表取締役社長 室伏 雅永

非常災害時の炊き出し等に関する協定書

清瀬市を 甲 とし、株式会社藤江を 乙 として、大規模災害時における避難住民等への炊き出し業務等について、以下のとおり協定を締結する。

（業務の依頼）

第1条 甲は、大規模な災害が生じて、当該学校（下記記載校）が住民の避難所として使用され、避難住民への炊き出し等が必要になったときは、乙に対し口頭で協力を依頼するものとする。

（乙の責務）

第2条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、速やかに業務実施の可能性について検討を加え、可能な限りの協力を行うものとする。

（費用負担）

第3条 前条により炊き出し業務等を行う場合は、甲乙間協議のうえ、甲は、乙に実費相当額を支払うものとする。

（協定機関）

第4条 協定の有効期間は、甲乙間における当該学校の給食調理の委託契約期間とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

学校名	所在地
清瀬小学校	清瀬市中里5-741

平成26年4月1日

甲 東京都清瀬市中里5-842
清瀬市
代表者（市長） 渋谷 金太郎

乙 東京都墨田区両国1丁目10番7号
株式会社 藤江
代表取締役 三宅 郁子

非常災害時の炊き出し等に関する協定書

清瀬市を 甲 とし、協立給食株式会社を 乙 として、大規模災害時における避難住民等への炊き出し業務等について、以下のとおり協定を締結する。

（業務の依頼）

第1条 甲は、大規模な災害が生じて、当該学校（下記記載校）が住民の避難所として使用され、避難住民への炊き出し等が必要になったときは、乙に対し口頭で協力を依頼するものとする。

（乙の責務）

第2条 前条により協力依頼があった場合は、乙は、速やかに業務実施の可能性について検討を加え、可能な限り協力をを行うものとする。

（費用負担）

第3条 前条により炊き出し業務等を行う場合は、甲乙間協議のうえ、甲は、乙に実費相当額を支払うものとする。

（協定期間）

第4条 協定の有効期間は、甲乙間における当該学校の給食調理の委託契約期間とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

学校名	所在地
清瀬第四小学校	東京都清瀬市中里2丁目1471番地
清瀬第六小学校	東京都清瀬市梅園2丁目9番45号
清瀬中学校	東京都清瀬市中里5丁目624番地

令和3年4月1日

甲 東京都清瀬市中里5-842
清瀬市
代表者（市長） 渋谷 金太郎

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-30-3
代々木TRビル4階
協立給食株式会社
代表取締役社長 高村 充

協定第5-18 「災害時における福祉避難所の利用に関する協定」
(社会福祉法人ハートフルたてしな)

災害時における福祉避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ハートフルケアたてしな（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく福祉避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する福祉避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 福祉避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
立科町大字芦田3731番地	特別養護老人ホーム 徳花苑

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により福祉避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に町職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年9月24日

甲 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長
渋谷 金太郎

乙 立科町大字芦田3731番地
社会福祉法人 ハートフルケアたてしな
代表者 理事長
宮澤 政恒

協定第5-18-1 (関連協定1 参考)「社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会と社会福祉法人立科町社会福祉協議会の災害時相互支援協定」

社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会と社会福祉法人 立科町社会福祉協議会の災害時相互支援協定書

(目的)

第1条 この協定は、社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会と社会福祉法人立科町社会福祉協議会(以下「協定社協」という。)が、いずれかの地域で災害発生により独自での事業運営が困難になった場合において、協定社協の間で円滑に支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 協定社協のうち、災害発生により支援を必要とする社会福祉協議会(以下「被災地社協」という。)は、協定社協のうち、支援が可能な社会福祉協議会(以下「支援側社協」という。)に対し、可能な限り次に掲げる事項を明らかにしたうえで支援を要請するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 必要とする支援

(3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 災害の状況により前項による被災地社協からの要請が困難であり、緊急支援の必要性が高いと認められる場合は、支援側社協の判断により必要な支援を行うものとする。

(支援の実施)

第3条 前条の規定に基づき支援の要請を受けた支援側社協は、支援の安全性が確保され、支援を行うことができる状態にある時は、可能な限り支援を行うよう努めるものとする。

(支援の内容)

第4条 この協定による支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支援職員の派遣

(2) 被災地社協の機能確保のために必要な備品、資器材の提供

(3) その他支援のために必要な事項

2 前項第1号による支援職員の行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害全般や被災状況の把握及び情報提供

(2) 福祉サービス提供のためのコーディネート支援

(3) 個人及び団体による支援活動のコーディネート支援

(4) その他社会福祉協議会活動全般の機能維持のために必要な支援

(支援職員の指揮)

第5条 前条の規定による支援職員は、被災地社協の指揮のもと、支援業務を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 支援に要する経費は、原則として支援側社協の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、別途協議するものとする。

(連絡体制の相互把握)

第7条 この協定による支援が円滑に行われるよう、以下に掲げる連絡窓口を相互に提出するものとする。

(1) 協定社協が有する全ての電話回線番号、携帯電話回線番号、ファクシミリ回線番号及び電子メールアドレス

(2) 協定社協ごとに緊急連絡担当者2名を定め、各個人の固定電話番号、携帯電話回線番号、ファクシミリ回線番号及び電子メールアドレス

2 前項に掲げる連絡窓口は、毎年3月31日までに4月1日からの連絡窓口を相互に提出す

協定編 協定第5-18-1 (関連協定1) 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会と社会福祉法人立科町社会福祉協議会の災害時相互支援協定

るものとする。また、変更になった場合は、随時提出するものとする。

(平常時からの連携)

第8条 この協定が円滑に行われるよう、平常時から相互の地域性、事業、支援能力を把握するため、情報交換の機会を設けるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、協定社協双方いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協定社協で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定社協それぞれの会長による記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年9月24日

清瀬市下清戸一丁目212番地4
社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会

立科町大字芦田2523番地
社会福祉法人 立科町社会福祉協議会

協定第5-18-2 (関連協定2 参考)「災害時における福祉避難所の利用に関する協定」

災害時における福祉避難所の利用に関する協定書

立科町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 信愛報恩会（以下「乙」という。）は、立科町内に発生した地震等の災害時において、立科町地域防災計画に基づく福祉避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、立科町地域防災計画に基づき甲が指定する福祉避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 福祉避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市梅園二丁目3番15号	特別養護老人ホーム 信愛の園

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により福祉避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年9月24日

- 甲 立科町大字芦田2532番地
立科町
代表者 立科町長
- 乙 清瀬市梅園二丁目3番15号
社会福祉法人 信愛報恩会
代表者 信愛の園 施設長

協定第5-18-3 (関連協定3 参考)「災害時応援協定書」

災害時応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、火災又は震災等一方の地域において大規模な災害が発生した場合、社会福祉法人信愛報恩会 信愛の園、社会福祉法人ハートフルケアたてしな徳花苑（以下「各施設」という。）が相互に協力して、その機能を最大限に発揮し、後方支援及び復旧活動等相互応援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援方法)

第2条 各施設に災害が発生した場合、被応援側の責任者の要請又は応援側の責任者の判断により応援するものとする。

この場合における応援者の内容等については、応援側において決定するものとする。

(指揮系統)

第3条 応援側は、被応援側の責任者の指示に従い、活動するものとする。

(伝達系統)

第4条 各施設は災害が発生した場合の伝達方法について定めておくものとする。

(資器材等の提供)

第5条 各施設は応援を求められ必要と判断した場合、応援に必要な資器材の提供を可能な範囲で迅速に行うものとする。

(活動の内容)

第6条 応援の活動内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの提供に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資材及び物資の提供
- (3) 救援に必要な車両の提供
- (4) 応急、復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか被災した施設から要請があった事項

(経費の負担)

第7条 応援に要した経常的経費及び事故により生じた経費は、原則として被応援側の施設が負担するものとする。

但し、詳細は、その都度、相互の話し合いにより決定する。

(訓練等)

第8条 各施設は、第1条の目的を達成させるため、各施設の防災訓練や関連会議等で協定内容の周知徹底を図る。

(連絡協議)

第9条 各施設はこの協定に基づく応援が行われるように、必要に応じて相互に情報交換、及び職員の研修派遣を図ることが出来る。

(災害補償)

第10条 この協定に基づく活動又は訓練により傷病者が発生した場合、関係法の要件に該当するときは、その定めるところにより補償申請を行うことが出来るものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出が無いときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため、正本2通を作成し、各施設がそれぞれ1通を保管するものとする。

平成25年9月24日

清瀬市梅園二丁目3番15号
社会福祉法人 信愛報恩会
信愛の園

立科町大字芦田3731番地
社会福祉法人 ハートフルケアたてしな
徳花苑

協定第5-19 「災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定」
**（独立行政法人国立病院機構東京病院・公益財団法人結核予防会複
十字病院・医療法人財団きよせ旭が丘記念病院・医療法人社団雅
会山本病院）**

災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構東京病院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、災害時において甲が傷病者を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、甲が災害発生時の超急性期において傷病者の応急措置等を行うため、乙の施設の一部を緊急医療救護所（以下「緊急救護所」という。）として、甲に提供するものとする。
この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- （2）乙は、甲の要請により、緊急救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- （3）甲は、乙が提供した緊急救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（要請及び受諾）

第3条 甲が前条各号（第3号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、乙に対し清瀬市災害医療本部（以下「本部」という。）より口頭にて受入れ要請できるものとし、乙は、要請を受けた場合は、可能な限り受託するものとする。

（開設場所）

第4条 緊急救護所の開設場所は、乙が指定する院内敷地内とし、甲は緊急救護所を管理し及び運営をする。この場合において、本部が指名する医師等は、当該緊急救護所を管理及び運営することができる。

2 甲は、緊急救護所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該緊急救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、緊急救護所の管理及び運営にかかる経費を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 緊急救護所の開設期間は、災害発生の日から原則として72時間以内とする。

2 前項に定めるもののほか、緊急救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。

（原状回復）

第7条 甲は、緊急救護所を閉鎖するときは、乙の施設を現状に回復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、清瀬市災害医療救護協議会において、傷病者の支援活動に関する連絡体制の整備など調整を図るものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、または協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙 清瀬市竹丘三丁目1番1号
独立行政法人国立病院機構東京病院
院長 大田 健

災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と公益財団法人結核予防会 複十字病院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、災害時において甲が傷病者を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）乙は、甲が災害発生時の超急性期において傷病者の応急措置等を行うため、乙の施設の一部を緊急医療救護所（以下「緊急救護所」という。）として、甲に提供するものとする。

この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（2）乙は、甲の要請により、緊急救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。

（3）甲は、乙が提供した緊急救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

（4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（要請及び受諾）

第3条 甲が前条各号（第3号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、乙に対し清瀬市災害医療本部（以下「本部」という。）より口頭にて受入れ要請できるものとし、乙は、要請を受けた場合は、可能な限り受託するものとする。

（開設場所）

第4条 緊急救護所の開設場所は、乙が指定する院内敷地内とし、甲は緊急救護所を管理し及び運営をする。この場合において、本部が指名する医師等は、当該緊急救護所を管理及び運営することができる。

2 甲は、緊急救護所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該緊急救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、緊急救護所の管理及び運営にかかる経費を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 緊急救護所の開設期間は、災害発生の日から原則として72時間以内とする。

2 前項に定めるもののほか、緊急救護所の開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（原状回復）

第7条 甲は、緊急救護所を閉鎖するときは、乙の施設を現状に回復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、清瀬市災害医療救護協議会において、傷病者の支援活動に関する連絡体制の整備など調整を図るものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、または協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙 清瀬市松山三丁目1番24号
公益財団法人結核予防会複十字病院
院長 後藤 元

災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人財団きよせ旭が丘記念病院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、災害時において甲が傷病者を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、甲が災害発生時の超急性期において傷病者の応急措置等を行うため、乙の施設の一部を緊急医療救護所（以下「緊急救護所」という。）として、甲に提供するものとする。
この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- （2）乙は、甲の要請により、緊急救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- （3）甲は、乙が提供した緊急救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（要請及び受諾）

第3条 甲が前条各号（第3号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、乙に対し清瀬市災害医療本部（以下「本部」という。）より口頭にて受入れ要請できるものとし、乙は、要請を受けた場合は、可能な限り受託するものとする。

（開設場所）

第4条 緊急救護所の開設場所は、乙が指定する院内敷地内とし、甲は緊急救護所を管理し及び運営をする。この場合において、本部が指名する医師等は、当該緊急救護所を管理及び運営することができる。

2 甲は、緊急救護所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該緊急救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、緊急救護所の管理及び運営にかかる経費を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 緊急救護所の開設期間は、災害発生の日から原則として72時間以内とする。

2 前項に定めるもののほか、緊急救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。

（原状回復）

第7条 甲は、緊急救護所を閉鎖するときは、乙の施設を現状に回復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、清瀬市災害医療救護協議会において、傷病者の支援活動に関する連絡体制の整備など調整を図るものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、または協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事

項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長

乙 清瀬市旭が丘一丁目619番地15
医療法人財団 きよせ旭が丘記念病院
院長

災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人社団雅会山本病院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、災害時において甲が傷病者を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、甲が災害発生時の超急性期において傷病者の応急措置等を行うため、乙の施設の一部を緊急医療救護所（以下「緊急救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- （2）乙は、甲の要請により、緊急救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- （3）甲は、乙が提供した緊急救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（要請及び受諾）

第3条 甲が前条各号（第3号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、乙に対し清瀬市災害医療本部（以下「本部」という。）より口頭にて受入れ要請できるものとし、乙は、要請を受けた場合は、可能な限り受託するものとする。

（開設場所）

第4条 緊急救護所の開設場所は、乙が指定する院内敷地内とし、甲は緊急救護所を管理し及び運営をする。この場合において、本部が指名する医師等は、当該緊急救護所を管理及び運営することができる。

2 甲は、緊急救護所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該緊急救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、緊急救護所の管理及び運営にかかる経費を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 緊急救護所の開設期間は、災害発生の日から原則として72時間以内とする。

2 前項に定めるもののほか、緊急救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。

（原状回復）

第7条 甲は、緊急救護所を閉鎖するときは、乙の施設を現状に回復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、清瀬市災害医療救護協議会において、傷病者の支援活動に関する連絡体制の整備など調整を図るものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、または協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷 金太郎

乙 清瀬市野塩一丁目328番地
医療法人社団雅会山本病院
院長 山本 雅宏

協定第5-22 「災害時におけるボランティア活動の支援に関する協定」
（社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会）

災害時におけるボランティア活動の支援に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるボランティア活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害応急対策活動（清瀬市地域防災計画（以下「計画」という。）に基づく応急対策活動及びこれに準ずる活動をいう。）として行うボランティア活動の支援に関する甲及び乙の協力体制について、基本的な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（災害ボランティアセンターの設置）

第3条 清瀬市内で災害が発生した場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、乙は災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

（1）甲がセンター設置の必要があると認め、乙に対し開設の要請をしたとき。

（2）乙がセンター設置の必要があると判断したとき。

2 前項第1号の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書により要請することができない場合は、電話等により要請し、事後において文書を提出するものとする。

3 第1項の規定により、乙がセンターを設置した場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

（センターの活動内容）

第4条 センターの活動内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）災害ボランティアの受付

（2）災害ボランティアの活動依頼の受付

（3）災害ボランティア活動の派遣調整

（4）避難所の運営、維持等に対する支援及び協力

（5）高齢者、障害者等の要援護者に対する支援及び協力

（6）被災者ニーズの整理・情報提供

（7）その他、ボランティア活動全般について必要と認められること

2 前項の規定により乙が行う活動は、計画に定める甲のボランティア担当班と共同して行うものとする。

（センターの設置場所）

第5条 乙は、甲が災害ボランティア活動の拠点として指定する市内施設に災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

2 甲は、センターの設置・運営に必要な資機材を乙に提供するものとする。

（平常時の協力）

第6条 甲及び乙は、平常時からボランティア活動についての情報交換を行い、災害時に迅速かつ円滑な連携及び協力の体制をとることができるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に協議して連携するとともに、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等と協力体制を確立して、ネットワークの構築を図るものとする。

3 甲は、乙が行う災害時のボランティア活動の普及及び啓発の活動に関する必要な支援を行うものとする。

協定編 協定第5-22 災害時におけるボランティア活動の支援に関する協定（社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会）

（人材育成）

第7条 乙は、災害時においてボランティアの受入れ、派遣等の調整を行うコーディネーター等の人材を育成し、その質の向上に努めるものとし、甲は、これに関し乙に対し必要な協力をするものとする。

2 甲及び乙は、ボランティア訓練等を共同して実施し、それぞれの職員等の防災意識の向上に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 センターの運営に必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、当該運営に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について事前協議するものとする。

（情報交換）

第10条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間効力を有するとみなし、以後も同様とする。

この協定書は締結の証として、2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市下清戸一丁目212番地の4

社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会

会長 森原弘成

協定第5-23 「災害時における福祉避難所の利用に関する協定」
（社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会・障害者福祉センター、社会福祉法人嬉泉清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ）

災害時における福祉避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく福祉避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する福祉避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 福祉避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市上清戸一丁目16番62号	清瀬市障害者福祉センター

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により福祉避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護及び生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品及び生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月1日

（甲）清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

（乙）清瀬市下清戸一丁目212番地の4
社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会
代表者 会長 森原 弘成

災害時における福祉避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人嬉泉（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震等の災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく福祉避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき甲が指定する福祉避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 福祉避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
清瀬市竹丘一丁目15番8号	清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により福祉避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護及び生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品及び生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないとき

は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年9月1日

（甲）東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

（乙）東京都世田谷区船橋一丁目30番9号
社会福祉法人嬉泉
代表者 理事長 須藤 祐司

協定第5-24 「災害時における福祉避難所の利用に関する協定」
（東京都立清瀬特別支援学校）

災害時における福祉避難所の利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と東京都立清瀬特別支援学校（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震その他による災害時において、清瀬市地域防災計画に基づく福祉避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に平常時より連携を密にし、災害時に地域の要援護者のうち、何らかの特別な配慮を必要とする障害者（以下「要援護障害者」という。）の安全確保を図るための災害対策上必要な事項を定めるとともに、乙の管理運営する施設に、福祉避難所を開設することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、被災した介護を要する障害者及び介護者（家族等を含む。）とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定め、予め福祉避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

（福祉避難所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第5条 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第6条 甲は、前条に基づき福祉避難所の開設を依頼する際は、事前に乙に対しその旨を福祉避難所開設依頼通知書（第2号様式）又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設を緊急に要するときは、前条の規定にかかわらず、乙が承諾した施設を福祉避難所として開設することができるものとする。ただし、速やかに甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（要援護障害者等の移送）

第7条 甲は避難が必要な障害者等の移送を行うように努める。

（避難所の管理）

第8条 災害時の福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、福祉避難所運営組織について乙に協力するものとする。

3 災害時の福祉避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 必要に応じて甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第9条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

（開設期間）

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況により、開設期間を延長する必要があると甲が認めたときは、東京都教育委員会教育長に福祉避難所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（福祉避難所解消への努力）

第11条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（福祉避難所の終了）

第12条 甲は乙が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、福祉避難所の運営にあたり業務上知り得た要援護障害者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年11月1日

(甲) 所在地 東京都清瀬市中里五丁目842番地
名称 清瀬市
代表者職氏名 市長 渋谷 金太郎

(乙) 所在地 東京都清瀬市松山三丁目1番97号
名称 東京都立清瀬特別支援学校
代表者職氏名 校長 土田 豊

協定第5-25 「災害時における車両等の提供に関する協定」
(NPO 法人全日本レッカー協会)

災害時における車両等の提供に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とNPO法人全日本レッカー協会（以下「乙」という。）は、災害応急活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、清瀬市内（以下「市内」という。）に発生した大規模地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における乙所有車両および運転手（以下「車両等」という。）の提供に関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から車両等の提供およびその他甲が協力を要請する事項があった場合には、すみやかに協力をするものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、車両等の提供の必要があると判断したときには、乙に対して車両等の提供要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づき協力をしたときには、その活動内容について車両等の提供報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は前条の規定により乙が実施した車両等の提供に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、当該災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、甲の業務終了後、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払わなければならない。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、その供給した車両等の運行に際し、乙の責に帰する事由により車両等および第三者に損害を与えたときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するとともに、その賠償の責を負うものとする。

2 同一の事故について、当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受

けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、損害賠償の責を免れる。

(災害補償等)

第9条 甲の要請に基づき、第3条に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合（障害を負った場合を含む）は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第5号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19条）の規定に準じて、甲がこれを補償する。

(連絡体制)

第10条 甲および乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲および乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年12月24日

甲 東京都清瀬市中里5-842
東京都清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都町田市野津田町165番地1
NPO法人全日本レッカー協会
代表者 理事長 塚本 好明

協定第5-26 「災害時における物資の受入れ及び輸送等に関する協定」
（一般社団法人東京都トラック協会多摩支部）

災害時における物資の受入れ及び輸送等に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と、一般社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の物資の受入れや輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、物資の受入れや輸送等を円滑に実施するために、甲が乙に協力を求める場合において、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する場所間の緊急物資の輸送作業
- (2) 甲が指定する場所での荷役作業
- (3) その他甲が必要とする業務

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条の協力要請を行うときには、乙に対して「物資の受入れ及び輸送等に関する協力要請書」（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害時直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

（事故等）

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（従事者及び第三者に対する責任）

第8条 乙は、本協定による業務の遂行に際し、乙の責に帰する事由により業務に従事した者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

協定編 協定第5-26 災害時における物資の受入れ及び輸送等に関する協定（一般社団法人東京都トラック協会多摩支部）

（災害補償）

第9条 甲の要請に基づき、第2条に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合（障害を負った場合を含む）は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第5号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19条）の規定に準じて、甲がこれを補償する。ただし、当該業務に従事した者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3カ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときはさらに1年間延長されたものとみなし以後この例による。

（協議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年4月1日

東京都清瀬市中里5-842
甲 東京都清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

東京都国立市北3-27-11
乙 一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
代表者 支部長 星 信之

協定第5-27 「災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定」
（株式会社アクティオ西東京支店）

災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ西東京支店（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、清瀬市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する車両、機械、トイレ、その他のレンタル機材（以下総称して「機材」という。）の調達を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り対応に努めるものとする。ただし、乙が被災した場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第4条 甲は、機材の調達及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は乙の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（引渡し）

第5条 機材の提供に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣して引渡しを受けるものとする。

（配慮事項）

第6条 甲は、乙が第5条の規定に基づき機材供給を行う場合には、協力要請を行うに際して、各種気象警報や避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、第5条の機材供給に従事する者の生命の安全に配慮するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、第5条に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で（障害を負った場合も含む）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを保障する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

協定編 協定第5-27 災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定（株式会社アクティオ西東京支店）

（施行期日）

第9条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保有する。

平成27年 2月 2日

清瀬市中里五丁目843番地
甲 清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

東京都立川市錦町1-12-20
乙 鈴榮ビル9F
株式会社 アクティオ 西東京支店
代表者 支店長 山口 剛

協定第5-28 「災害時における物資調達に関する協定」
(株式会社アーダブレン)

災害時等における物資調達に関する協定書

清瀬市を「甲」とし、(株)アーダブレンを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、風水害等、清瀬市内で大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者の救護物資の供給を確保するため、甲の行う応急対策業務に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害時における物資の供給につき、甲の要請に対し、乙における在庫量の範囲内で優先的に供給を協力するものとする。

2 乙は、営業時間外においても、甲よりこの協定に基づく要請があったときには、速やかにその要請に協力し得るよう努力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、この協定による協力を要請する必要がある場合は、乙に対し、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(業務の内容)

第4条 乙は、甲の要請に対し指定数量の指定物資を保管場所において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する納入場所に納入するものとする。

(支払)

第5条 乙は、物資納入後、甲に対して物資の代金を請求するものとする。

2 物資の代金は、災害時直前の乙の店頭価格とする。

3 甲は、乙により請求された物資の代金の内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

(有効期限)

第6条 この協定は、平成27年2月17日より効力を有するものとし、有効期限は1年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかからの申出のない場合には、この協定は同一内容をもって更に1年間継続するものとする。

(細目)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するための本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年2月17日

甲 東京都清瀬市中里5丁目842番
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市中里3丁目1118番1号
株式会社 アーダブレン
代表取締役 佐藤 圭

協定第5-29 「広告付避難場所等電柱看板の掲出に関する協定」
（東電タウンプランニング株式会社多摩総支社）

広告付避難場所等電柱看板の掲出に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、清瀬市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、清瀬市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）看板

乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

（2）広告主

本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（看板の種類）

第3条 看板に記載する避難場所等案内表示の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）避難場所、想定浸水域、通学路を表示する「安全」を訴えるもの
- （2）ひったくり、通学路でのとび出しの「注意」を訴えるもの
- （3）路上喫煙、ごみのポイ捨て、自転車・バイク放置の「禁止」を訴えるもの
- （4）防犯カメラ設置、防犯強化地区等の「その他」の情報を訴えるもの

（避難場所等案内表示に関する情報提供）

第4条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第5条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （2）公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （3）政治性のあるもの。

- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年4月20日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都八王子市明神町三丁目1番7号
東電タウンプランニング株式会社 多摩総支社
多摩総支社長 望月 優

協定第5-30 「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」
(東邦薬品株式会社東久留米営業所、酒井薬品株式会社小平第二営業所、株式会社スズケン小平支店、株式会社メディセオ武蔵野北支店、アルフレッサ株式会社小平支店)

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び清瀬市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

(調達の手続等)

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センターである清瀬市健康センター（清瀬市中里五丁目842番地）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

(費用負担)

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

(医薬品等の価格)

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

(費用の請求と支払い)

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月 1日

甲 清瀬市中里五丁目 842 番地

清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東久留米市八幡町三丁目 16 番 42 号

東邦薬品株式会社東久留米営業所
所長 安部 瑞之

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と酒井薬品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び清瀬市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センターである清瀬市健康センター（清瀬市中里五丁目842番地）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めるときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月 1日

甲 清瀬市中里五丁目 842 番地

清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 小平市小川東町五丁目 20 番 1 号

酒井薬品株式会社小平第二営業所
所長 野上 恵司

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び清瀬市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センターである清瀬市健康センター（清瀬市中里五丁目842番地）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めるときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月1日

甲 清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 小平市御幸町 44 番 1 号
株式会社スズケン小平支店
支店長 大平 大介

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び清瀬市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センターである清瀬市健康センター（清瀬市中里五丁目842番地）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めるときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月1日

甲 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 中央区八重洲二丁目7番15号

株式会社メディセオ

取締役副社長 東京支社長 嶋路 博昭

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び清瀬市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センターである清瀬市健康センター（清瀬市中里五丁目842番地）とする。ただし、同場所が災害等により損害を受け搬送が困難な場合はこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（費用の請求と支払い）

第6条 乙は、調達措置を講じ終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき内容を精査し、適正と認めるときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月1日

甲 清瀬市中里五丁目 842 番地

清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 府中市西原町一丁目 5 番地の 1

アルフレッサ株式会社小平支店

支店長 畑佐 浩之

協定第5-31 「災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定」
(東京都立清瀬高等学校)

災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書

清瀬市(以下「甲」という。)と東京都立清瀬高等学校(以下「乙」という。)は、清瀬市内に地震その他による災害(以下「災害」という。)が発生した時における指定緊急避難場所としての利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、災害時において、甲が、乙の管理する場所又は施設(以下「場所等」という。)の一部を、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(異常な現象の種類)

第2条 この協定に基づく災害とは、災害対策基本法施行令第20条の4に規定する異常な現象の種類のうち、「洪水」、「崖崩れ、土石流及び地滑り」、「地震」、「その他(内水氾濫、火山現象)」とする。

(指定緊急避難場所として利用できる場所等の周知)

第3条 乙は、指定緊急避難場所として利用できる場所等の範囲をあらかじめ定め、指定緊急避難場所指定承諾書(第1号様式)を甲に提出する。

2 甲は、場所等の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(指定緊急避難場所の開設)

第4条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて場所等を指定緊急避難場所として開設することができる。

(開設の通知等)

第5条 甲は、場所等を指定緊急避難場所として開設する場合は、事前にその旨を指定緊急避難場所開設通知書(第2号様式)で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、指定緊急避難場所を早急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、場所等を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が指定緊急避難場所を開設する以前に、場所等に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする、甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

(指定緊急避難場所の管理)

第6条 災害時の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、指定緊急避難場所の運営体制について乙に通知するものとする。

3 甲は、指定緊急避難場所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を避難者に提供するとともに適切な指示を行

うものとする。

- 5 甲は、指定緊急避難場所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行う場合は、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
- 6 甲は、指定緊急避難場所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動もしくは避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

(費用負担)

第7条 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第8条 指定緊急避難場所の開設期間は、避難が必要な災害が発生した時から概ね1日以内で、甲及び地域住民等が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認した時までとする。

(指定緊急避難場所の早期解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

(指定緊急避難場所の終了)

第10条 甲は、場所等の指定緊急避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所利用終了届(第3号様式)を提出するとともに、その場所等を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成28年3月23日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両社記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月23日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市松山三丁目1番56号
東京都立清瀬高等学校
代表者 清瀬高等学校長 梅原 章司

協定第5-32 「災害時における物資調達に関する協定」（株式会社カマタ）

災害時等における物資調達に関する協定書

(株式会社カマタ)

清瀬市を「甲」とし、(株)カマタを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、清瀬市内で避難所生活を伴う大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において各用語の定義は次の通りとする。

- (1) 物資とはダンボールを用いた防災活動に係る用品（ベッド・パーテーション等）をいう。
- (2) 保管場所とは乙の在庫品を保管する工場又は倉庫をいう。

(協力の内容)

第3条 乙は、災害時における物資の供給につき、甲の要請に対し避難生活者の数を勘案し優先的に行うものとする、ただし、要請した物資に不足が生じる場合等は、乙における在庫品を代用する等可能な限りで協力するものとする。

2 乙は、営業時間外においても、甲よりこの協定に基づく要請があったときには、速やかにその要請に協力し得るよう努力するものとする。

(要請の手続)

第4条 甲は、この協定による協力を要請する必要がある場合は、物資の供給を乙に要請する事ができる。

- 2 甲は、前項により要請する場合は、要請の理由、品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。
- 3 緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

(業務の内容)

第5条 乙は、甲の要請に対し指定数量の物資を保管場所において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なき場合は、乙は甲の指定する納入場所に納入するものとする。

(支払)

第6条 乙は、物資納入後、甲に対して物資の代金を請求するものとする。

- 2 物資の代金は、災害時直前の乙の店頭価格とする。
- 3 甲は、乙により請求された物資の代金の内容を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、平成28年9月13日より効力を有するものとし、有効期限は1年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかからの申出のない場合には、この

協定は同一内容をもって更に1年間継続するものとする。

（細目）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年9月13日

甲 東京都清瀬市中里5丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6丁目2794番4
株式会社 カマタ
代表取締役社長 鎌田 幸助

別記様式（第4条関係）

年 月 日

要 請 書

株式会社 カマタ 殿

清瀬市長 渋谷 金太郎

災害時等における物資調達に関する協定第4条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
品名	
数量	
納入日時	
納入場所	
その他	
要請者	清瀬市災害対策本部 氏名
	要請の日時 年 月 日 時 分
	要請方法 電話・無線・文書・その他（ ）

協定第5-33 「災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定」
（東京みらい農業協同組合）

災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と、東京みらい農業協同組合（以下「乙」という。）との間において災害時における協力農地のあっせん並びに生鮮食料品、重機及びビニール（パイプ）ハウスの調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における協力農地のあっせん及び生鮮食料品の調達等について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したときをいう。

（2）協力農地 災害時において清瀬市内にある生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地又は都市計画法（昭和43年法律100号）第7条第1項に規定する市街化区域農地で、当該農地を所有する乙の組合員が本協定に基づく災害時の使用に同意している農地をいう。ただし、果樹園、植木畑等で本協定第3条第1号に適用しないものを除く。

（3）生鮮食料品 乙の組合員が生産している食料品をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力するものとする。

（1）災害時において、市民が生命及び身体の安全を確保するため、避難場所・避難所へ避難する際、緊急的に避難する一時集合場所として使用できる協力農地をあっせんすること。

（2）災害時において、必要な生鮮食料品を優先調達に関すること。

（3）災害時において、地域輸送拠点等の使用に関すること。

（4）重機の貸出しに関すること。

（5）ビニール（パイプ）ハウスの貸出しに関すること。

（協力者の通知等）

第4条 甲は乙に対して、前条の協力内容が必要な町丁目を示し、甲乙協力の上、乙の組合員のうちから本協定に基づき、甲が示した町丁目の協力農地等の所有者（以下「協力者」という。）を確認する。

2 乙は、当該地域に協力農地がある場合、協力農地等通知書（様式第1号）に協力農地等内訳書（様式第1号の2）及び協力農地等使用承諾書（様式第1号の3）を添えて甲に通知するものとする。なお前項および本項は協力農地が欠けた場合、随時行うことができるものとする。

3 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力農地等登録台帳（様式第2号）（以下「台帳」という。）に記載するものとする。

4 甲は、前項により登録した協力者に同意を得て、当該農地等にその旨を表示することができる。

5 乙は、当該地域に重機及びビニール（パイプ）ハウス（以下「重機等」という。）がある

場合、協力農地等通知書（様式第1号）に協力農地等内訳書（様式第1号の2）及び協力農地等使用承諾書（様式第1号の3）を添えて甲に通知するものとする。

6 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を台帳に記載するものとする。

（要請手続き）

第5条 甲は、協力農地のあっせんを要請しようとするときは、協力農地等使用要請書（様式第3号）により、乙を経由して登録した協力者に要請するものとする。

2 甲は、災害時において生鮮食料品の調達を要請しようとするときは、生鮮食料品調達要請書（様式第4号）により、乙に対し要請するものとする。

3 前項の生鮮食料品の受け渡しは、甲乙協議して定める。

4 甲は、緊急やむを得ないときは、第1項及び第2項の要請を電話等により行うことができるものとする。この場合において、甲は、後日、協力農地等使用要請書（様式第3号）又は生鮮食料品調達要請書（様式第4号）を乙に提出するものとする。

（台帳記載内容の変更等）

第6条 甲は、台帳に記載されている内容に変更があった場合は、台帳の修正を行うものとする。

2 甲は、修正した台帳を乙に通知し、情報の共有化を図る。

（使用期間）

第7条 甲は、第5条第1項の規定により、協力農地等として使用する場合、その使用期間は災害が発生した日から7日間とする。ただし、災害の状況により使用期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議してその期間を定める。

（原状回復）

第8条 甲は、協力農地等として使用が終了したのち、原状回復の措置を講ずるものとする。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議のうえ措置方法を定めることとする。

（損失補償）

第9条 甲は、協力農地として使用された協力農地の農産物に損失が生じた場合は、災害発生時直前の価格を基準として当該農地の所有者又は管理者と協議し、その損失額を補償するものとする。

2 甲は、協力農地として指定されている農地以外の農地の農産物に、市民の一時避難により損失が生じた場合、当該農地の所有者又は管理者と協議するものとする。

3 甲は、使用した重機等に棄損が生じた場合は、当該物件の所有者と協議し、その損失額を補償するものとする。

（生鮮食料品の費用弁償）

第10条 甲は、第5条第2項に規定する生鮮食料品調達要請書（様式第4号）に基づき調達された生鮮食料品の費用を弁償するものとする。

2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、前項の協議により費用弁償額が確定したのち、書面により甲に当該代金を請求するものとする。

（生鮮食料品の輸送中の事故）

第11条 甲の要請に基づく生鮮食料品を輸送中に、乙の組合員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期

協定編 協定第5-33 災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定（東京みらい農業協同組合）

間満了の3月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長したものとみなし、以後この例による。

（疑義）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年11月22日

甲 清瀬市中里5丁目842番
清瀬市長

乙 東久留米市幸町3丁目7番2号
東京みらい農業協同組合
代表理事組合長

協定編 協定第5-33 災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定（東京みらい農業協同組合）

様式第3号(第5条第1項及び第4項関係)

第 年 月 日 号

東京みらい農業協同組合 殿

清 瀬 市 長

協 力 農 地 等 使 用 要 請 書

災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定書第5条第1項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり協力農地の使用を要請します。

記

1 使用目的

2 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 協力農地等

所有者名	所有者の住所・電話		協力農地の所在地	面積 m ²	重機 種類	重機 台数	ハウス 棟数
	住所（清瀬市）	電話	（清瀬市）				

**協定第5-34 「災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定」
（国立看護大学、学校法人東星学園、学校法人日本社会事業大学）**

災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と国立看護大学校（以下「乙」という。）は、清瀬市内に地震その他による災害（以下「災害」という。）が発生した時における指定緊急避難場所としての利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時において、甲が、乙の管理する場所又は施設（以下「場所等」という。）の一部を、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（異常な現象の種類）

第2条 この協定に基づく災害とは、災害対策基本法施行令第20条の4に規定する異常な現象の種類のうち、「洪水」、「崖崩れ、土石流及び地滑り」、「地震」、「その他（内水氾濫、火山現象）」とする。

（指定緊急避難場所として利用できる場所等の周知）

第3条 乙は、指定緊急避難場所として利用できる場所等の範囲をあらかじめ定め、指定緊急避難場所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、場所等の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（指定緊急避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて場所等を指定緊急避難場所として開設することができる。

（開設の通知等）

第5条 甲は、場所等を指定緊急避難場所として開設する場合は、事前にその旨を指定緊急避難場所開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、指定緊急避難場所を早急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、場所等を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が指定緊急避難場所を開設する以前に、場所等に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（指定緊急避難場所の管理）

第6条 災害時の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、指定緊急避難場所の運営体制について乙に通知するものとする。

3 甲は、指定緊急避難場所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を避難者に提供するとともに適切な指示を

行うものとする。

5 甲は、指定緊急避難場所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行う場合は、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、指定緊急避難場所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動もしくは避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第7条 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 指定緊急避難場所の開設期間は、避難が必要な災害が発生した時から概ね1日以内で、甲及び地域住民等が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認した時までとする。

（指定緊急避難場所の早期解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所の終了）

第10条 甲は、場所等の指定緊急避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所利用終了届（第3号様式）を提出するとともに、その場所等を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成28年12月25日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月25日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市梅園1丁目2番1号
国立看護大学校
代表者 大学校長 井上 智子

災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と学校法人東星学園（以下「乙」という。）は、清瀬市内に地震その他による災害（以下「災害」という。）が発生した時における指定緊急避難場所としての利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時において、甲が、乙の管理する場所又は施設（以下「場所等」という。）の一部を、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定に基づく災害時とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した時をいう。

（指定緊急避難場所として利用できる場所等の周知）

第3条 乙は、指定緊急避難場所として利用できる場所等の範囲をあらかじめ定め、指定緊急避難場所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

- 2 乙は、指定緊急避難場所として利用できる場所等に施錠がされている場合には、事前に甲へ該当する箇所を示し、鍵を貸借するものとする。
- 3 甲は、場所等の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（指定緊急避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて場所等を指定緊急避難場所として開設することができる。

（開設の通知等）

第5条 甲は、場所等を指定緊急避難場所として開設する場合は、事前にその旨を指定緊急避難場所開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

- 2 甲は、指定緊急避難場所を早急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、場所等を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。
- 3 乙は、甲が指定緊急避難場所を開設する以前に、場所等に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（指定緊急避難場所の管理）

第6条 災害時の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲はあらかじめ、指定緊急避難場所の運営体制について乙に通知するものとする。
- 3 甲は、指定緊急避難場所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を避難者に提供するとともに適切な指示を行うものとする。
- 5 甲は、指定緊急避難場所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行う場合

は、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、指定緊急避難場所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動もしくは避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第7条 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 指定緊急避難場所の開設期間は、避難が必要な災害が発生した時から概ね1日以内で、甲及び地域住民等が指定緊急避難場所としての役割の終了を確認した時までとする。

（指定緊急避難場所の早期解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所の終了）

第10条 甲は、場所等の指定緊急避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所利用終了届（第3号様式）を提出するとともに、その場所等を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（鍵の使用貸借）

第11条 甲は、乙に対して、鍵の使用貸借申請書（第4号様式）を提出し、乙の東門の鍵を受領し、管理するものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成28年12月25日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月25日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市梅園三丁目14番47号
学校法人 東星学園
理事長 田代 嘉子

災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と学校法人日本社会事業大学（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、指定緊急避難場所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時において、甲が、乙の管理する施設又は場所の一部を、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定に基づく災害時とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した時をいう。

（指定緊急避難場所として利用できる施設の周知）

第3条 乙は、指定緊急避難場所として利用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、指定緊急避難場所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（指定緊急避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を指定緊急避難場所として開設することができる。

（開設の通知等）

第5条 甲は、施設を指定緊急避難場所として開設する場合は、事前にその旨を指定緊急避難場所開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、指定緊急避難場所を早急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に指定緊急避難場所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（指定緊急避難場所の管理）

第6条 災害時の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、指定緊急避難場所の運営体制について乙に通知するものとする。

3 甲は、指定緊急避難場所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、指定緊急避難場所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行う場合は、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、指定緊急避難場所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動もしくは避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第7条 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から概ね1日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して指定緊急避難場所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（指定緊急避難場所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所の終了）

第10条 甲は、施設の避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成28年12月25日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月25日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市竹丘3丁目1番30号
学校法人日本社会事業大学
代表者 理事長 潮谷 義子

第1号様式（第3条関係）

清瀬市長 殿 平成 年 月 日

所在地
機関名
代表者名

指定緊急避難場所指定承諾書

災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書第3条の規定により、指定緊急避難場所としての場所等の指定について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 所 在
- 2 指定緊急避難場所名
- 3 指 定 範 囲 等 場所・施設名 []
面積 []平方メートル
別紙配置図のとおり

第2号様式（第5条関係）

第 号
平成 年 月 日

殿

清瀬市長

指定緊急避難場所開設通知書

災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書第5条の規定により、指定緊急避難場所として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	平成 年 月 日 時から
指定緊急避難場所名	
その他	

※連絡先： 部 課 担当 電話

第3号様式（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

殿

清瀬市長

指定緊急避難場所利用終了届

災害時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書第10条の規定により、指定緊急避難場所の利用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、場所等を現状に復し、引き渡します。

記

- 1 指定緊急避難場所名

- 2 終了日時
平成 年 月 日 時

- 3 引渡し予定日時
平成 年 月 日 時

- 4 連絡先
部 課 担当 電話

協定第5-35 「地震発生時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定」
（学校法人明治薬科大学）

地震発生時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と学校法人明治薬科大学（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震において、指定緊急避難場所としての利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、地震発生時において、甲が、乙の管理する場所の一部を、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 地震 震度5以上の地震をいう。
- 2 指定緊急避難場所 災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、地震発生後、生命に危険が及ぶような場合に、危険から逃れ指定避難所へ行くか、自宅等へ戻るか、一時的に様子を見る場所をいう。
- 3 指定避難所 災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害等によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一時的に受け入れ保護する場所をいう。
- 4 担当職員 清瀬市地域防災計画に基づいて、指定緊急避難場所の開設にあたる甲の職員をいう。

（指定緊急避難場所として利用できる場所の周知）

第3条 乙は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として利用できる場所等を指定緊急避難場所指定承諾書（第1号様式）により、あらかじめ限定することができる。

- 2 甲は、避難場所の範囲等を市民に周知するための適切な措置を講じなければならない。

（避難場所の利用依頼）

第4条 甲は、地震が発生し、周辺市民に危険が及ぶ可能性がある場合、担当職員を配置し、安全確保のため避難場所として利用の依頼をすることができる。

（利用の依頼申請等）

第5条 甲は、前条の規定に基づく利用を依頼する場合は、事前にその旨を指定緊急避難場所利用申請書（第2号様式）で、乙に対して申請するものとする。ただし、学生及び学校関係者が明治薬科大学内にいる場合は、学生及び学校関係者の避難を最優先とする。

- 2 乙は、指定緊急避難場所利用承認・不承認書（第3号様式）を甲に提出することで、避難場所としての利用を、承認又は不承認とする。
- 3 甲は、緊急性の高い地震発生時において、前項の規定による申請をするいとまがない場合には、前項の規定にかかわらず、可能な限り速やかに有効な手段を用いて、乙に対し使用する旨を連絡するものとする。

（避難場所の管理）

第6条 地震発生時の避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲はあらかじめ、前項の規定に基づき運営体制について乙に報告するものとし、状況に応じて、別表の備品を避難場所において使用する。
- 3 甲は、避難場所の状況を勘案し、運用に要する担当職員を常時配置するものとする。
- 4 甲は、情報伝達手段を確保し、乙及び市民に対して、適宜正確な情報を提供するとともに、適切な指示を行うものとする。
- 5 甲は、避難場所を閉鎖する場合の避難者の行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担等）

第7条 避難場所の管理運営に係る責任及び費用並びに避難者によって避難場所に生じた損害は、甲が全額負担するものとする。

（利用期間）

第8条 避難場所の利用期間は、1回の地震発生の日から概ね1日以内とする。ただし、地震による被害状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して指定緊急避難場所利用申請書（第2号様式）により、申し出ることができる。

（避難場所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所の早期解消に最善を尽くすものとする。

（避難場所の終了）

第10条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所利用終了届（第4号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、乙は、指定緊急避難場所原状回復確認書（第5号様式）を甲に提出する。ただし、提出後に原状回復されていない箇所を発見した場合は、再度提出できるものとする。
- 3 甲は、原状回復されていない箇所があった場合は、早急に原状回復を図るものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 協議等における担当窓口は、甲においては総務部防災防犯課とし、乙においては総務部総務課とする。
- 3 この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月21日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市野塩二丁目522番1号
学校法人 明治薬科大学
理事長 奥山 徹

平成 年 月 日

清瀬市長 殿

所在地
機関名
代表者名

指定緊急避難場所指定承諾書

地震発生時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書第3条の規定により、地震発生時における指定緊急避難場所としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所在場所

2 名称

3 指定緊急避難場所の範囲 場所の名称 []
面積 [] 平方メートル
別紙配置図のとおり

4 利用時間

[]

※連絡先： 部 課 担当 電話

第2号様式（第5条、第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

殿

清瀬市長

指定緊急避難場所利用申請書

地震発生時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書第5条及び第8条の規定により、地震発生時における指定緊急避難場所として、下記のとおり利用したいので申請します。

記

利 用 日 時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
利 用 範 囲	
利 用 予 測 人 数	名
そ の 他	

※連絡先： 部 課 担当 電話

第3号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

清瀬市長 殿

所在地
機関名
代表者名

指定緊急避難場所利用承認・不承認書

地震発生時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書第5条の規定により、地震発生時における指定緊急避難場所として、下記の利用に対して承認・不承認とします。

記

利 用 日 時	平成 年 月 日 平成 年 月 日	時から 時まで
利 用 範 囲		
そ の 他		

※連絡先： 部 課 担当 電話

第4号様式（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

殿

清瀬市長

指定緊急避難場所利用終了届

地震発生時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書第10条の規定により、
地震発生時における指定緊急避難場所の利用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、現状に復し、引き渡します。

記

- 1 終了日時
平成 年 月 日 時まで
- 2 引渡し予定日時
平成 年 月 日 時まで
- 3 連絡先
部 課 担当 電話

第5号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

清瀬市長 殿

所在地
機関名
代表者名

指定緊急避難場所原状回復確認書

地震発生時における指定緊急避難場所としての利用に関する協定書第10条の規定により、地震発生時における指定緊急避難場所の終了に伴い、原状回復について、下記のとおり確認しました。

記

1 原状回復確認箇所

- (1) 敷地
- (2) 付帯設備
- (3) その他

2 原状回復されていない箇所

[]

※原状回復されている場合は、「なし」と記載して下さい。

※連絡先： 部 課 担当 電話

別表（第6条関係）

備品品目

簡易トイレ（ポータブル）
簡易トイレ（組み立て式）
投光器
発電機
水
食糧
毛布
その他（女性用生活用品、紙おむつ等）

※備蓄状況は、変動することがあります。

**協定第5-36 「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」
（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部）**

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第108号）第2条に規定する災害が清瀬市内で発生した場合において、甲が、乙に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求める時に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、被災した市民の意向を確認したうえで必要があると認められるときは、乙に対して対象市民を明確に示して口頭により協力の要請を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

（協力協議）

第3条 乙が、甲から協力の要請を受けたときは、乙の会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）は、被災者に民間賃貸住宅の媒介を無償で行うものとする。
2 乙は、会員業者の媒介業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

（対象市民への通知等）

第4条 甲は、乙に協力の要請を行ったときは、対象となる市民に対してその旨を通知するとともに、乙と協力して被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時においてこの協定に定める業務が円滑に実施されるよう、体制の整備に努めるものとする。

（協力義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、適宜協力するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙双方のいずれかからも申出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（その他）

第8条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙で協議する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都小平市花小金井一丁目6番3-2号
共立ビル2階
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
北多摩支部
代表者 支部長 小原 啓嗣

協定第5-37 「災害時における帰宅困難者支援等に関する協定」

（セントラルスポーツ株式会社）

災害時における帰宅困難者支援等に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とセントラルスポーツ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における帰宅困難者支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市において、地震災害、風水害、その他の大規模事故等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者の支援等のため、甲が乙の施設の一部を一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請内容）

第2条 甲が乙に要請する協力内容は、以下のとおりとする。

- (1) 災害等が発生した場合における帰宅困難者の一時滞在施設の提供
- (2) 帰宅困難者のための水道水の提供
- (3) 帰宅困難者のためのトイレの提供

2 前項の規定による協力要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭によりこれを行い、事後において書面を提出するものとする。

（避難施設の受け入れ人数）

第3条 乙は、甲から前条の要請があった場合は、現に施設を利用している利用者の利用を妨げない範囲において、甲と協議・調整した人数を受け入れる。

（避難施設の提供期間）

第4条 避難施設を提供する期間（以下「提供期間」という。）は、おおむね3日以内とする。

（避難施設の運営）

第5条 甲は、避難施設が提供された場合、速やかに市職員を派遣し、乙の管理責任者と協働して帰宅困難者対応にあたるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、避難施設としての運営に要した経費を負担する。

2 乙は、避難施設として提供した光熱水費等の費用を明細書をつけて甲に請求する。

3 甲は、前項による乙からの費用請求を受けた場合は、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

（施設の損害補償）

第7条 甲は、乙の施設又は備品等を甲の責に帰すべき事由により汚損・破壊・滅失したときは、甲の責任により速やかにこれを原状回復する。

（災害補償）

第8条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 期間満了の3か月前までに、甲及び乙で協議し、甲及び乙双方に異議がないときは、さらに3年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項、又は協定の履行に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年7月7日

（甲） 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市

市長 渋谷 金太郎

（乙） 東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社
セントラルウェルネスクラブ清瀬

店長 藤次 剛

協定第5-38 「災害時における応急対策活動の協力に関する協定」

（東都自動車交通株式会社）

災害時における応急対策活動の協力に関する協定

清瀬市（以下「甲」という。）と東都自動車交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、清瀬市内（以下「市内」という。）において、地震災害、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の業務に関し、必要な事項を定める。
- 2 この協定において、降雪や積雪など雪に起因する災害は、対象外とする。

（業務の要請）

- 第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、車両及び乗務員（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。
- 2 甲は、前項により要請する場合は、業務の内容、業務の期間等を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。
- 3 緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

（業務の実施）

- 第3条 乙は、前条による要請を受けた場合は、本協定の内容に従い、可能な限り、車両等の調達を行い、甲に供給する。
- 2 乙は、甲に供給する車両について緊急通行車両の確認を受ける。この場合の要領は、本協定書又はその写しを携行し、甲に供給する車両で東村山警察署（以下「警察署」という。）へ向かい、緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。手続き、様式等については、警察署の指示による。
- 3 甲は、前項について警察署と事前に調整を行う。
- 4 乙は、地震に伴う道路陥没、火災、風水害に伴う道路冠水などにより甲の要請に協力できない場合は、速やかにその旨を連絡する。

（車両等の表示及び管理）

- 第4条 甲に供給する車両等は、甲の貸切とし、甲の要請以外の目的には使用されない。
- 2 前項を証明するために車両のメーター表示は「貸切」とし、かつ甲が指定する表示を掲示する。
- 3 甲に供給する車両等の管理等については、乙の判断により、適宜入れ替えるなど、乙が適正管理に努める。
- 4 乙は、車両等の入替を行う場合は、甲に事前にその旨を連絡する。

（業務の内容）

- 第5条 甲が乙に要請する業務は原則として市内とし、その内容は次のとおりとする。
- (1) 医療救護所等から医療機関への傷病者等の搬送
 - (2) 避難施設から福祉避難施設等への避難行動要支援者・要配慮者等の搬送
 - (3) 甲の職員及び甲の要請に基づき応急対策業務に従事する者の搬送
 - (4) 道路状況等の情報収集
 - (5) 医療従事する職員の搬送

（傷病者等の搬送）

- 第6条 前条第1号に掲げる傷病者等は、医療救護所等の医師等がトリアージし、黄色タグ（中等症）以上が付

き、単独で後方の医療施設へ行くことが困難な傷病者を原則とする。

- 2 傷病者等の搬送には、原則、医師、看護師等の医療従事者が同乗する。
- 3 乙は、搬送にあたっての留意事項等について、甲又は医療救護所の医師等に確認する。
- 4 甲又は医療救護所の医師等は、傷病者の搬送において、傷病者の血液等による車内汚損が予想される場合は、車内が清潔に保たれるよう、車内をビニールシート等で養生する。

（安全の確保）

第7条 乗務員は、第5条第1号から第3号に掲げる業務で車両を利用する者（同伴者等を含む。以下「利用者」という。）の安全を最優先に対応する。

（経路の変更及び業務の中断）

第8条 乗務員は、災害の状況により、前条の対応が必要な場合は、自己の判断により安全な道路を選択するなどの経路の変更をすることができる。

- 2 乗務員は、災害の状況により、業務を継続することが危険と判断した場合は、自己の判断で運行を中断することができる。この場合、乗務員は安全措置実施後、速やかにその旨を自己の責任者等に報告し、乙は甲にその旨を速やかに連絡する。
- 3 前項において利用者がいる場合は、安全な道路を優先し、最寄りの避難施設又は利用者を乗せた地点へ戻り、利用者を甲へ引き渡す。
- 4 前項の措置を取るとまがけない場合は、状況に応じた対応により、利用者の安全を確保する。

（経費の負担）

第9条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃
- (2) 甲の指示または同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
- 2 前項第1号の運賃は、関東運輸局が公示する北多摩交通圏における一般乗用旅客自動車事業の運賃及び料金に関する制度に定める時間帯運賃とする。

（経費の請求及び支払）

第10条 乙は、業務が終了したときは、速やかに任意の様式で業務の記録を添えて前条の経費を甲に請求する。

- 2 業務の実施が長期間となる場合は、毎月10日までに、前月使用分に係る経費を請求する。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかにその経費を支払う。

（事故等）

第11条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続する。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告する。

（利用者及び第三者に対する責任）

第12条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（損害賠償）

第13条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、または滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第14条 この協定に基づく業務に従事した者に係る損害補償については、東京都市町村総合事務組合で定める東

協定編 協定第5-38 災害時における応急対策活動の協力に関する協定（東都自動車交通株式会社）

京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年京都市町村総合事務組合条例第19号）に準じて、甲が補償する。

- 2 同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（防災訓練への参加）

第15条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第16条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を指定する。

（協定の期間及び更新）

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 豊島区西池袋五丁目13番13号

東都自動車交通株式会社

代表取締役 宮本 市郎

別記様式（第2条関係）

年 月 日

要 請 書

企業名

殿

清瀬市長 渋谷 金太郎

災害時における応急対策業務の協力に関する協定第2条第2項に基づき、下記のとおり要請します。

記

業務の内容	
業務の期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
業務の場所	※裏面の配車指定から該当箇所を記載すること。
搬送する人数等	
要請先	会社名
	受報者
要請者	清瀬市災害対策本部 氏名
	要請の日時・方法 年 月 日 時 分
	要請方法 電話・無線・文書・その他 ()

裏面

配車指定

1 第5条第1号（医療救護所）の配車指定

会社名	所在	配車場所（医療救護所）
〇〇自動車株式会社		第一医療救護所
〇×株式会社 〇×営業所		第二医療救護所
◆◆交通株式会社		第三医療救護所
△△交通〇×株式会社		第四医療救護所
▽◎自動車株式会社 〇×営業所		第五医療救護所

2 第5条第2号（避難施設）の場合

各会社の所在に応じた避難施設を指定する。

3 第5条第3号（庁舎）の場合

会社名	所在	配車場所（庁舎）
〇〇自動車株式会社		〇〇庁舎
〇×株式会社 〇×営業所		●〇庁舎
◆◆交通株式会社		〇〇庁舎
△△交通〇×株式会社		〇〇庁舎
▽◎自動車株式会社 〇×営業所		●〇庁舎

協定第5-39 「災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定」(東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部東久留米地区清瀬ブロック)

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部東久留米地区清瀬ブロック（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は清瀬市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した指定避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員が経営する理容店の従業員及び清瀬市災害ボランティアセンターに登録された者（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。

3 ボランティアは乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

協定編 協定第5-39 災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定（東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部東久留米地区清瀬ブロック）

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指示する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品費用の明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を、提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿（所在、氏名及び連絡先が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する

平成29年10月19日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長

渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市旭が丘一丁目272番地3号
東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部
東久留米地区清瀬ブロック

ブロック長

中 口 泰 一

第1号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合
多摩小平支部長 殿

清 瀬 市 長

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希 望 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
業 務 内 容	散 髪 ・ 洗 髪 ・ 顔 剃 り
備 考	

連絡先：担当者
電話 ()
F A X ()

第2号様式

年 月 日

理容サービス業務の提供報告書

清瀬市長 殿

東京都理容生活衛生同業組合
多摩小平支部長

年 月 日付理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

希 望 実 施 日 時	年 月 日 ()	
実 施 場 所		
業 務 提 供 を 受 け た 人 数 及 び 業 務 別 内 訳	人	
	内 訳	
	1 散髪	人
	2 洗髪	人
	3 顔剃り	人
業 務 提 供 者	住 所	氏 名
備 考		

担当者： 電話 ()

協定第5-39-2「災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定」（東京都職員共済組合）

災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と東京都職員共済組合（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した洪水、地震、大規模な火事、内水氾濫、火山現象による災害（以下「災害」という。）時において、乙の管理する東京都職員共済組合清瀬運動場を指定緊急避難場所として施設利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時において、甲が、乙の管理する東京都職員共済組合清瀬運動場の場所の一部を、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定に基づく災害時とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害のうち、本協定書冒頭に記載の災害が発生した時をいう。

（指定緊急避難場所として利用できる場所の周知）

第3条 乙は、指定緊急避難場所として利用できる場所（以下「指定場所」という。）の範囲をあらかじめ定め、指定緊急避難場所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、指定場所の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（指定緊急避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて指定場所を指定緊急避難場所として開設することができる。ただし、乙の職員が不在である休業日及び夜間にあつては、派遣された甲の職員が開設するものとする。

（開設の通知等）

第5条 甲は、指定場所を指定緊急避難場所として開設する場合は、事前にその旨を指定緊急避難場所開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、指定緊急避難場所を早急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が指定緊急避難場所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（指定緊急避難場所の管理）

第6条 災害時の指定緊急避難場所の管理運営及び避難者の事故等の対応については、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、指定緊急避難場所の運営体制について乙に通知するものとする。

- 3 甲は、指定緊急避難場所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。
- 4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。
- 5 甲は、指定緊急避難場所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行う場合は、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
- 6 甲は、指定緊急避難場所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動もしくは避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第7条 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から概ね1日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して指定緊急避難場所開設期間延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。乙は甲の申請に基づき指定緊急避難場所開設期間延長承認書（第3号-2様式）により承認する。

（指定緊急避難場所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所の終了）

第10条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に返還するものとする。

（鍵の使用貸借）

第11条 甲は、乙に対して、鍵の使用貸借申請書（第5号様式）を提出し、乙の管理する東京都職員共済組合清瀬運動場の門の鍵を受領し、管理するものとする。また、受領に際しては鍵の受領書（第5号-2様式）を提出する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、締結の時から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都新宿区戸山三丁目1-7番1号
東京都職員共済組合
理事長 川 澄 俊 文

協定第5-40 「災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定」
（NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン）

災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究の実施）

第2条 甲乙ともに平時から災害等に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的な活動を行うものとする。

2 乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（支援活動の実施）

第3条 甲の区域内において災害等が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（捜索、救助等のための特例）に規定する国土交通省令で定める者として、乙は自主的な判断に基づき次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- （1） 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- （2） 無人航空機（ドローン）により撮影した情報を甲へ提供
- （3） 取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成
- （4） 作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開
- （5） 前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（連絡窓口）

第4条 甲乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から甲乙互いに連絡担当を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条各号に掲げる活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。

2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担する。

協定編 協定第5-40 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定（NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン）

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月25日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号
NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン
理事長 古橋 大地

協定第5-40-2 「災害時における放送に関する協定」（株式会社クルメディア）

災害時における放送に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社クルメディア（以下「乙」という。）とは、清瀬市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第228号）第22条の規定に基づく放送及びその他の災害に関する放送等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2） 災害放送 法第57条に基づき、甲の要請により乙が他の放送に優先して行う臨時利放送をいう。

（災害放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による伝達、通知又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して災害放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1） 放送要請の理由
 - （2） 放送事項
 - （3） その他必要な事項
- 2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。
- 3 乙は、災害放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

（災害放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（災害に関する広報）

第6条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

- 2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、災害放送及び災害に関する各種情報の放送に要した費用の負担は、甲・乙協議により決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年10月4日

清瀬市中里五丁目842番地

甲 清瀬市
市長 渋谷 金太郎

東久留米市東本町1番5号

乙 株式会社クルメディア
代表取締役 高橋 靖

協定第5-41 「災害時における廃棄物処理等に関する協定」
（清瀬市清掃事業協同組合）

災害時における廃棄物処理等に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、地震、風水害、火災、土砂、噴火等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における廃棄物処理等の業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は清瀬市地域防災計画等に基づき、甲が行う廃棄物処理等の業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする廃棄物処理等）

第2条 この協定における廃棄物処理等とは、災害等により排出される次の撤去、収集、運搬及び処理（以下「災害時廃棄物処理等」という。）とする。

- （1）一般家庭から排出される廃棄物
- （2）避難市民から排出される廃棄物
- （3）災害等により発生したがれき等及び廃棄物
- （4）噴火により降り積もった火山灰
- （5）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、災害等の状況等に応じて、災害時廃棄物処理等を実施する必要がある場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、甲の油性により災害現場へ出場したときは、甲が指定する現場責任者の指示に従い業務に従事する（ただし、ごみ、がれき及び粗大ごみ等の巡回収集を実施する場合を除く）ものとする。また、現場責任者の不在等により、現場責任者の指示を受けることが出来ないときは、乙は現場責任者の指示によらず、甲からの要請事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害時廃棄物処理等の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- （2）再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物処理等が完了したときは、速やかにその実施内容等について甲に報告するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして陽性しなければならない。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙がこの協定に基づき実施した災害時廃棄物処理等に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第7条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認のうえ乙に支払うものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。この場合において、訓練参加に要する経費は、乙の負担とする

（損害賠償）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（損害補償）

第10条 甲の要請に基づいて業務に従事した乙の会員が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京市長村消防団等公務災害補償条例（昭和63年東京都市長村総合事務組合条例第19号）の規定により、甲がこれを補償するものとする。ただし、当該業務重視者が他の法令により、療養その他の給付金若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたとき、同一の事故については当該補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

（連絡体制の報告）

第11条 災害時における甲、乙の連絡体制を速やかに確保するため、乙は災害時の緊急連絡体制について、甲に報告するものとする。

（協定の機関）

第12条 この協定の有効期間は、平成31年1月1日から平成31年3月31日までとす。

（協議）

第13条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。また詳細な事項については別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月17日

- 甲 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 東京都清瀬市野塩五丁目2-0-5番地3
清瀬市清掃事業協同組合
代表理事 加藤 宜行

協定第5-42 「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」
（清瀬市清掃事業協同組合）

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、地震、風水害、火災、土砂、噴火等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合におけるし尿の収集及び運搬について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画等に基づき、甲が行うし尿の収集及び運搬に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害等により避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集及び運搬が必要になった時は、乙に対してし尿の収集及び運搬を要請することが出来る。

2 前項の他、甲が必要と認める時は、し尿の収集及び運搬を要請することが出来る。

3 乙は、第1項又は前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の要請により災害現場へ出場したときは（ただし、し尿の収集及び運搬等の巡回収集を実施する場合を除く）、甲が指定する現場責任者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、現場責任者の不在等により、現場責任者の指示を受けることが出来ないときは、乙は現場責任者の指示によらず、甲からの要請事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり、周囲の生活環境に十分配慮するものとする。

4 乙は、甲からの協力の要請に基づく業務が完了したときは、速やかにその実施内容等について甲に報告するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙がこの協定に基づき実施したし尿の収集及び運搬に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第6条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認のうえ乙に支払うものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。
この場合において、訓練参加に要する経費は、乙の負担とする。

（損害賠償）

第8条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づいて業務に従事した乙の会員が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京市町村消防団等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の例により、甲がこれを補償するものとする。ただし、当該業務従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

（連絡体制の報告）

第10条 災害時における甲、乙の連絡体制を速やかに確保するため、乙は災害時の緊急連絡体制等について、甲に報告するものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成31年1月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。また、詳細な事項については別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月17日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市野塩五丁目205番地4
清瀬市清掃事業協同組合
代表理事 加藤 宣行

**協定第5-43 「簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定」
（特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテック・ネットワーク）**

簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテック・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、水火災等、清瀬市内で大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙の代表者が考案した避難所用簡易間仕切りシステム等（以下「間仕切り等」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援内容）

第2条 乙は、災害時において、甲の要請に応じ、乙に支障が生じない範囲において可能な限り支援するものとする。

（支援要請等）

第3条 甲は、災害時において、避難所に間仕切り等を設置する必要があると判断したときは、乙に対し、その供給を要請することができるものとする。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができるものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができるものとする。

4 第1項の規定により乙に対して支援を要請するときは、支援要請書を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

5 乙は、前4項の規定により支援の要請を受けた場合において、当該支援を実施したときは、甲に対し、支援報告書を提出するものとする。

（間仕切り等の引き渡し）

第4条 間仕切り等の引き渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、当該引き渡し場所においては、甲及び乙が確認後、これを受け取るものとする。

（間仕切り等の運搬）

第5条 間仕切り等の運搬は、原則として乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく支援の要請及び相手方への回答を円滑に行うため、災害時における連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき乙が支援したことにより生じた費用は、甲が負担することを原則とする。なお、費用は、災害の発生した直前における価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有

するものとする。

平成31年3月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷金太郎

乙 東京都世田谷区松原5丁目2番4号
特定非営利活動法人
ボランティア・アーキテック・ネットワーク
代表理事 坂 茂

協定第5-44 「災害に係る情報発信等に関する協定」（ヤフー株式会社）

災害に係る情報発信等に関する協定

清瀬市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、清瀬市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して取組むことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙が行う事業サービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から事業サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を事業サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を事業サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を事業サービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙の事業サービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされ

ない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年3月11日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長 渋谷金太郎

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊健太郎

協定第5-45 「災害時における生活物資の供給協力の関する協定」
（株式会社カインズ）

災害時における生活物資の供給協力の関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、水火災等、清瀬市内で大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市民生活を保持するため、生活物資（以下「物資」という。）の調達および供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とする時は、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも文書による終了の通知がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月11日

東京都清瀬市中里五丁目842番地
甲 清瀬市
清瀬市長 渋谷金太郎

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
乙 株式会社 カインズ
代表取締役 高家正行

協定第5-46 「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」
（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

東京都清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、東京都清瀬市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、東京都清瀬市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与

するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年8月1日

甲) 東京都清瀬市中里 5-842
清瀬市長
渋谷 金太郎

乙) 東京都千代田区西神田 1-1-1
株式会社ゼンリン
東京第一支社
支社長 東 学

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

（定義）

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

（本約款の適用）

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

（本サービスの内容）

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

（本サービスの中断・中止）

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

（本データの使用許諾）

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するも

のではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、東京都清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また、必要に応じて順次修正を行うものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	東京都清瀬市 B4 判住宅地図	5冊
広域図	東京都清瀬市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	東京都清瀬市 総務部 防災防犯課 利用 閲覧地区:清瀬市	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	総務部防災防犯課	住所：東京都清瀬市中里 5-842 電話：042-497-1847（直通） FAX：042-492-2415（代表）
	連絡先 2	総務部防災防犯課	住所：東京都清瀬市中里 5-842 電話：042-497-1848（直通） FAX：042-492-2415（代表）
乙	連絡先 1	総合販売本部 東京第一支社 立川営業所	住所：立川市錦町 3-2-30 朝日生命立川錦町ビル 2F 電話：042-525-9931 FAX：042-522-9559
	連絡先 2	総合販売本部 東京第一支社	住所：千代田区西神田 1-1-1 オフィス 21 ビル 8F 電話：03-5259-5091 FAX：03-5259-5094

以上

令和 年 月 日

(株)ゼンリン 殿

清瀬市長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

令和 年 月 日

清瀬市長 殿

（株）ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、令和 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

<物資納入者>

<物資受領者>

**協定第5-47 「災害時における避難所開設運営協力に関する協定」
（アクティオ株式会社、一般社団法人清瀬文化スポーツ事業団、
HONDA ESTILO株式会社）**

災害時における避難所開設運営協力に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とアクティオ株式会社（以下「乙」という。）とは災害時における避難所開設運営に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う避難所運営対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所を開設運営する必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

2 甲は前項の規定に基づく協力要請を行う場合は、乙に対し別紙の協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（市職員の派遣）

第3条 甲は、避難所を開設したときは、職員を配置するものとする。

（自主避難所の開設等）

第4条 避難所の開設は、甲の派遣した市職員が設置するものとする。

2 乙の職員は、避難所の開設に協力するよう努めること。

3 避難所の管理及び運用は、甲の派遣した市職員、乙の職員が連携して行うものとする。

（費用補償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙が避難所の開設運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、第3条の規定により協力を行ったときは、開設運営に要した費用を明記した報告書を甲に提出するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、第3条の規定による協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条に規定する協力に従事した職員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該職員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（備蓄及び訓練等）

第8条 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備品物資の整備、訓練等に対し、協力す

協定編 協定第5-47 災害時における避難所開設運営協力に関する協定（アクティオ株式会社、一般社団法人清瀬文化スポーツ事業団、HONDA ESTILO株式会社）

るよう努めるものとする。

2 乙は、その能力を活用して市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする

3 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都目黒区東山一丁目5番4号
KDX中目黒ビル6F
アクティオ株式会社
代表取締役社長 淡野 文孝

別紙

年 月 日

アクティオ株式会社
代表取締役社長 鈴木 悟 様

清瀬市災害対策本部
本部長 渋谷 金太郎

災害時における避難所開設運営に関する協力要請書

このことについて、下記のとおり要請します。

記

- 1 協力内容
避難所の開設運営協力等
- 2 避難所名
清瀬けやきホール
- 3 避難所開設日時

災害時における避難所開設運営協力に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と一般社団法人清瀬文化スポーツ事業団（以下「乙」という。）とは災害時における避難所開設運営に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う避難所運営対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所を開設運営する必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

2 甲は前項の規定に基づく協力要請を行う場合は、乙に対し別紙の協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（市職員の派遣）

第3条 甲は、避難所を開設したときは、職員を配置するものとする。

（避難所の開設等）

第4条 避難所の開設は、甲の派遣した市職員が設置するものとする。

2 乙の職員は、避難所の開設に協力するよう努めること。

3 避難所の管理及び運用は、甲の派遣した市職員、乙の職員が連携して行うものとする。

（費用補償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙が避難所の開設運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、第3条の規定により協力を行ったときは、開設運営に要した費用を明記した報告書を甲に提出するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、第3条の規定による協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条に規定する協力に従事した職員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該職員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（備蓄及び訓練等）

第8条 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備品物資の整備、訓練等に対し、協力するよう努めるものとする。

2 乙は、市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする

3 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 清瀬市中清戸一丁目212番53-5号
一般社団法人清瀬文化スポーツ事業団
理事長 栗原 和博

別紙

年 月 日

一般社団法人清瀬文化スポーツ事業団
理事長 栗原 梨 様

清瀬市災害対策本部
本部長 渋谷 金太郎

災害時における避難所開設運営に関する協力要請書

このことについて、下記のとおり要請します。

記

1 協力内容

避難所の開設運営協力等

2 避難所名

コミュニティプラザひまわり ・ 竹丘地域市民センター

中清戸地域市民センター ・ 中里地域市民センター

3 避難所開設日時

災害時における避難所開設運営協力に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とHONDA ESTILO株式会社（以下「乙」という。）とは災害時における避難所開設運営に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、甲が行う避難所運営対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所を開設運営する必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

2 甲は前項の規定に基づく協力要請を行う場合は、乙に対し別紙の協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（市職員の派遣）

第3条 甲は、避難所を開設したときは、職員を配置するものとする。

（自主避難所の開設等）

第4条 避難所の開設は、甲の派遣した市職員が設置するものとする。

2 乙の職員は、避難所の開設に協力するよう努めること。

3 避難所の管理及び運用は、甲の派遣した市職員、乙の職員が連携して行うものとする。

（費用補償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙が避難所の開設運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、第3条の規定により協力を行ったときは、開設運営に要した費用を明記した報告書を甲に提出するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、第3条の規定による協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（損害補償）

第7条 甲は、第3条に規定する協力に従事した職員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該職員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（備蓄及び訓練等）

第8条 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備品物資の整備、訓練等に対し、協力するよう努めるものとする。

2 乙は、その能力を活用して市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする

3 乙は、施設の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加する機会を提供するよう努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 大阪市吹田市垂水町三丁目34番15号
HONDA ESTILO株式会社
代表取締役 本田 司

別紙

年 月 日

HONDA ESTILO株式会社
代表取締役 本田 司 様

清瀬市災害対策本部
本部長 渋谷 金太郎

災害時における避難所開設運営に関する協力要請書

このことについて、下記のとおり要請します。

記

- 1 協力内容
避難所の開設運営協力等
- 2 避難所名
清瀬市立下宿地域市民センター
- 3 避難所開設日時

協定第5-48 「災害時における葬祭用品の供給等に関する協定」
（有限会社荒田葬儀社）

災害時における葬祭用品の供給等に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と有限会社荒田葬儀社（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品の供給等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、大震災、水火災等、清瀬市内で大規模な災害により多数の死者が発生した際に、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力業務の要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力が必要であると判断したときは、災害時協力要請書（様式第1号）を乙に提出する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに災害時協力要請書（様式第1号）を送付するものとする。

（協力業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な範囲で協力業務を行う。

2 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を甲に提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務を行ったときは、災害時協力要請業務報告書（様式第2号）を甲に提出する。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに災害時協力要請業務報告書（様式第2号）を送付するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請事項に相違ないことを確認のうえ、甲の要請に基づき乙が行った協力業務に要した経費を負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、第5条の規定による報告後、前条の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

2 乙は、災害により死亡した者の遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える業務を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条第1項の規定による請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかに支払いを行うものとする。

2 甲が、予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第9条 甲は、協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該協

力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲にあつては総務部防災防犯課を、乙にあつては荒田葬儀社責任者を連絡責任者とする。尚、これに変更があつた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（有効期間等）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、その後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年8月15日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市野塩四丁目79番
有限会社荒田葬儀社
代表取締役 荒田 邦男

（様式第1号）

第 年 月 日 号

有限会社荒田葬儀社
代表 様

清瀬市長

㊟

災害時協力要請書

このことについて、次のとおり要請します。

口頭・電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分
要請内容	
要請理由	
履行場所	
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	
要請担当者	役職 氏名 電話番号

(様式第2号)

第 年 月 日 号

清瀬市長 殿

有限会社荒田葬儀社
代表

印

災害時協力要請業務報告書

年 月 日付け 第 号の要請に基づく協力業務にかかる内容を、次のとおり報告します。

実施業務内容	
従事者人数	
使用機材，資材 及び消耗品費 (数量)	
使用施設	
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	
要請担当者	役職 氏名 電話番号

協定第5-49 「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定」（東京都）

水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書

清瀬市長を「甲」とし、東京都知事を「乙」とし、甲乙の間において、「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する要綱」（令和2年6月10日付2住経企第189号。以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、水害時に甲の地域防災計画で指定する避難場所等に住民が避難する時間的余裕がない場合、甲が乙の管理する都営住宅等（要綱第1条の規定により定められたものをいう。以下同じ。）の空き住戸を緊急避難先として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（提供住戸）

第2条 乙は、毎年度、甲から依頼のある地域の都営住宅等の空き住戸のうち、入居予定のある住戸や、補修予定又は補修中の住戸等、都営住宅等の管理に支障がある空き住戸を除き、水害時に緊急避難先として使用可能な住戸のリストを提供する。

（緊急避難先としての使用要請）

第3条 甲は、当該区市町において都営住宅等及びその周辺で浸水が発生する恐れがあると判断した場合は、乙に都営住宅等の空き住戸の使用を要請することができる。

2 甲は、緊急避難先として使用する場合、要綱に定める都営住宅施設等一時使用許可申請書を乙に提出しなければならない。

3 乙は、前項の申請があった場合、使用を許可するときは、要綱に定める都営住宅施設等一時使用許可書により甲に通知する。

4 鍵の引渡しの手続及び使用許可の手続の詳細は別途定める。

（緊急避難先としての使用）

第4条 提供住戸の解錠、清掃、住民への周知、誘導、安全管理、運営等、緊急避難先としての管理については甲の責任において行うものとする。提供住戸内の修繕や清掃の状況に起因する損害については、乙は何ら責任を負わない。

2 緊急避難先として使用するに当たって、水道、電気その他備品等が必要な場合は甲が手配する。

（費用の負担）

第5条 提供住戸の使用料は免除するが、緊急避難先としての使用に当たって発生した費用については、すべて甲の負担とする。

（緊急避難先としての使用の終了）

第6条 本避難先の使用は緊急かつ一時的なものであり、水が引いて、本来の避難場所等への移転等が可能になった場合は、甲は、速やかに緊急避難先使用者を本来の避難場所等に移転させる等、緊急避難先としての使用を、最小限の期間で終了させなければならない。

2 緊急避難先としての使用が終了した場合は、甲は、速やかに原状回復（浸水そのものによる損傷を除く。）の上、要綱に定める住宅返還届を提出しなければならない。なお、原状回復に要する費用は甲の負担とする。

3 鍵の返却の手続は別途定める。

（禁止事項）

第7条 甲は、提供を受けた住戸について、緊急避難先以外の用途に使用してはならない。

2 甲は、提供を受けた住戸においては、ガスを使用してはならない。

（損害金等）

第8条 乙は、一時使用許可の満了日までに鍵が返却されない場合は、損害金として、一時使用

許可の満了日の翌日から鍵の返却を行う日までの期間について、近傍同種家賃等（東京都営住宅については、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）第12条第4項の規定により定められた額を、福祉住宅については東京都福祉住宅条例（昭和35年東京都条例第38号）第10条に定める使用料の上限額を、地域特別賃貸住宅については、東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和63年東京都条例第103号）第11条第1項に定める使用料を、特定公共賃貸住宅については、東京都特定公共賃貸住宅条例（平成5年東京都条例第65号）第11条第1項に定める使用料をいう。）を、甲に請求することができる。

2 緊急避難先の運営に当たって発生した事故等による損害は、すべて甲の負担とする。

（協議）

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年8月31日

（甲） 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎

（乙） 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

協定第5-50 「災害時における物資及び資機材調達に関する協定」
（株式会社大林組）

災害時における物資及び資機材調達に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社大林組（以下「乙」という。）は、災害時における物資及び資機材調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に基づき、清瀬市内で大地震、風水害等、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者の救出及び施設の応急復旧に必要な物資及び資機材を供給するため、甲の行う応急対策業務に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出及び施設の応急復旧に必要な重機、発電機、投光器、仮設トイレ等の物資及び資機材の供給、及び重機オペレーターの派遣
- （2）前号に掲げるもののほか、要請があった事項

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条の要請をする場合、乙に対し、調達する品名、数量等を記載した物資及び資機材調達要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第4条 乙は前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な範囲で物資及び資機材の供給に当たるものとする。

2 乙は、物資及び資機材の供給を実施したときには、当該供給の終了後速やかにその実施状況を物資及び資機材供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資及び資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資及び資機材を確認のうえ引き取るものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、物資及び資機材の調達に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は調達時の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払い）

第7条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときは、第4条第2項に定める物資及び資機材供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、甲の要請により、第2条に定める業務に従事した乙の従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適応により補償が行われるときを除き、「東京都町村消防団員等公務

災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、その損害を補償する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、有効期限は1年間とする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに甲乙いずれかからの申出がない場合には、この協定は同一内容をもって更に1年間継続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和2年11月12日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長

乙 東京都港区港南二丁目15番2号

株式会社大林組

取締役専務執行役員

東京本店長

協定第5-51 「災害時における相互連携に関する基本協定」
（東京電力パワーグリッド株式会社）

災害時における相互連携に関する基本協定

清瀬市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- （1） 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- （2） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3） 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- （4） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- （1） 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- （2） 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- （3） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4） 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、

以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月15日

東京都清瀬市中里5丁目842番地
甲 清瀬市長
渋谷 金太郎

東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社支社長
鳥越 千尋

協定第5-52 「災害時における動物救護に関する協定」
（公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部清瀬市獣医師会）

災害時における動物救護に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部清瀬市獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護について、東京都と公益社団法人東京都獣医師会における「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」を踏まえ、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害時（以下「災害時」という。）に甲が行う災害応急・復旧活動における動物救護に対する乙の協力及び平時における市民への防災啓発に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼育する動物及び被災により逸走、放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、災害時において、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 負傷した被災動物への応急手当に関すること
- (2) 被災動物の保護及び管理に関すること
- (3) 被災動物に関する情報提供に関すること
- (4) 避難所等における被災動物の適正飼養の指導に関すること
- (5) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急・復旧活動に関すること

（協力要請等の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う日時
- (4) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

（活動の履行）

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（活動の終了）

第6条 乙は活動の必要がなくなると判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

（合同訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

（費用負担）

第8条 乙は、原則として甲に活動に要する費用負担を求めないものとする。

（資材等の調達・搬送）

第9条 甲は、乙が実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について、可能な範囲で必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第10条 甲は、第3条に規定する協力業務に従事した乙の会員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19条）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責を免れる。

（平時の啓発）

第11条 乙は、動物が適正に飼育され、飼い主とともに避難所で集団生活を営めるように、平時より疾病予防、しつけ、個体識別、飼育動物に関する防災対策等について市民への普及啓発に努める。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年12月21日

清瀬市中里五丁目842番地
甲 清瀬市長 渋谷 金太郎

住所
乙 公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部
清瀬市獣医師会 会長 柳原 義介

協定第5-53 「災害時における給電車両貸与に関する協定」
（トヨタモビリティ東京株式会社）

災害時における給電車両貸与に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

（故障対応）

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（連絡体制）

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

（締結期間及び更新等）

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 清瀬市中里5丁目842番地
清瀬市長

渋谷 金太郎

乙 港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役 片山 守

第1号様式（第2条関係）

給電車両貸与要請書

年 月 日

トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 様

清瀬市長 印

災害時における給電車両貸与に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり給電車両の貸与を要請します。

記

1 貸与希望日時
年 月 日 時 分から

2 要請台数 台

3 貸与希望場所

施設名	住所	担当者（運転車）	電話番号

4 その他
貸与車両を運転する清瀬市の職員は、自己の職員証及び運転免許証を、乙に提示し確認を受けること。

5 発信者

所属部署	役職名	担当者	電話番号

乙処理欄

第2号様式（第13条関係）

協定事務担当者名簿

年 月 日現在

【清瀬市】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
所属、役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

2 時間外及び休日の場合の連絡先（任意）

	第1連絡先	第2連絡先
役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

【トヨタモビリティ東京株式会社】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副連絡責任者
役職及び氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

協定第5-54 「多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定」（都下水道局、多摩地域30市町村、（公財）東京都都市づくり公社、全国下水道コンサルタント協会関東支部）

多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（支援要請）

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。

5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。

6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、

協定編 協定第5-54 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（都下水道局、多摩地域30市町村、（公財）東京都都市づくり公社、全国下水道コンサルタント協会関東支部）

これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。

2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。

2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。

3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

（連絡体制）

第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- (2) 乙 多摩地域30市町村の下水道事業担当部署
- (3) 丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
- (4) 丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

（情報の保護）

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

（合同訓練）

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

協定編 協定第5-54 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（都下水道局、多摩地域30市町村、（公財）東京都都市づくり公社、全国下水道コンサルタント協会関東支部）

（協定の有効期間）

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

（補則）

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井 克夫

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平

乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 松下 玲子

乙4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長 河村 孝

乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
青梅市長 浜中 啓一

協定編 協定第5-54 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（都下水道局、多摩地域30市町村、（公財）東京都都市づくり公社、全国下水道コンサルタント協会関東支部）

- | | | |
|-----|-----------------------------|--------|
| 乙6 | 東京都府中市宮西町二丁目24番地
府中市長 | 高野 律雄 |
| 乙7 | 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 | 臼井 伸介 |
| 乙8 | 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 | 長友 貴樹 |
| 乙9 | 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長 | 石阪 丈一 |
| 乙10 | 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 | 西岡 真一郎 |
| 乙11 | 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 | 小林 正則 |
| 乙12 | 東京都日野市神明一丁目12番地の1
日野市長 | 大坪 冬彦 |
| 乙13 | 東京都東村山市本町一丁目2番地3
東村山市長 | 渡部 尚 |
| 乙14 | 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 | 井澤 邦夫 |
| 乙15 | 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市長 | 永見 理夫 |

協定編 協定第5-54 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（都下水道局、多摩地域30市町村、（公財）東京都都市づくり公社、全国下水道コンサルタント協会関東支部）

- | | | |
|-----|--|--------|
| 乙16 | 東京都福生市本町5番地
福生市長 | 加藤 育男 |
| 乙17 | 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市市長 | 松原 俊雄 |
| 乙18 | 東京都東大和市中央三丁目930番地
東大和市長 | 尾崎 保夫 |
| 乙19 | 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 | 渋谷 金太郎 |
| 乙20 | 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市長 | 並木 克巳 |
| 乙21 | 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 | 石川 浩喜 |
| 乙22 | 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市下水道事業管理者 | 森田 佳宏 |
| 乙23 | 東京都稲城市東長沼2111番地
稲城市市長 | 高橋 勝浩 |
| 乙24 | 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市長 | 並木 心 |

協定編 協定第5-54 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（都下水道局、多摩地域30市町村、（公財）東京都都市づくり公社、全国下水道コンサルタント協会関東支部）

- 乙25 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 村木 英幸
- 乙26 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 池澤 隆史
- 乙27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙28 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二
- 乙29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次
- 乙30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 師岡 伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 長谷川 明
- 丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長 間山 一典

協定第5-55 「災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定」
（東京都立清瀬特別支援学校）

災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と東京都立清瀬特別支援学校（以下「乙」という。）は、清瀬市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、指定緊急避難場所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時において、甲が、乙の管理する施設又は場所の一部を、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定に基づく災害時とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した時をいう。

（指定緊急避難場所として利用できる場所等の周知）

第3条 乙は、指定緊急避難場所として利用できる場所等の範囲をあらかじめ定め、指定緊急避難場所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 乙は、指定緊急避難場所として利用できる場所等に施錠がされている場合には、事前に甲へ該当する箇所を示し、鍵を貸借するものとする。

3 甲は、場所等の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（指定緊急避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、周辺市民の住家が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施設を指定緊急避難場所として開設することができる。

（開設の通知等）

第5条 甲は、施設を指定緊急避難場所として開設する場合は、事前にその旨を指定緊急避難場所開設通知書（第2号様式）で、乙に対して通知するものとする。

2 甲は、指定緊急避難場所を早急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に指定緊急避難場所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（指定緊急避難場所の管理）

第6条 災害時の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、指定緊急避難場所の運営体制について乙に通知するものとする。

3 甲は、指定緊急避難場所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、指定緊急避難場所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行う場合は、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、指定緊急避難場所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動もしくは避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第7条 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第8条 指定緊急避難場所の開設期間は、災害発生の日から概ね1日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して指定緊急避難場所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（指定緊急避難場所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に運営を再開できるよう配慮するとともに、当該指定緊急避難場所の早期解消に努めるものとする。

（指定緊急避難場所の終了）

第10条 甲は、施設の避難場所としての利用を終了する際は、乙に指定緊急避難場所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（鍵の使用貸借）

第11条 甲は、乙に対して、鍵の使用貸借申請書（第5号様式）を提出し、乙の門の鍵を受領し、管理するものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
代表者 清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市松山三丁目1番97号
東京都立清瀬特別支援学校
代表者 校長 外山 裕介

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

殿

所在地
機関名
代表者名

指定緊急避難場所指定承諾書

災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書第3条の規定により、災害発生時における指定緊急避難場所としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所 在

2 名 称

3 指定範囲等 場所・施設名 []

面積 []平方メートル

別紙配置図のとおり

第2号様式（第5条関係）

平成 年 第 月 号 日

殿

清瀬市長

指定緊急避難場所開設通知書

災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書第5条の規定により、災害時における指定緊急避難場所として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
指定緊急避難場所名	
その他	

※連絡先： 部 課 担当 電話

第3号様式（第8条関係）

平成 年 第 月 号
日

殿

清瀬市長

指定緊急避難場所使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書第8条の規定により、下記のとおり指定緊急避難場所使用許可期限の延長をお願いします。

記

1 指定緊急避難場所名

2 延長日時の予定

平成 年 月 日 時から
平成 年 月 日 時まで

3 延長の理由

4 連絡先

部 課 担当 電話

第4号様式（第10条関係）

平成 年 第 月 号 日

殿

清瀬市長

指定緊急避難場所使用終了届

災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書第10条の規定により、災害時における指定緊急避難場所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

- 1 終了日時
平成 年 月 日 時まで
- 2 引渡し予定日時
平成 年 月 日 時まで
- 3 連絡先
部 課 担当 電話

第5号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

東京都立清瀬特別支援学校
校長 殿

機関名 清瀬市役所
代表者名 清瀬市長 渋谷 金太郎

鍵の使用貸借申請書

災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書第11条の規定により、災害発生時における指定緊急避難場所として使用するために、東京都立清瀬特別支援学校の門の鍵を使用貸借するものとし、鍵の受領及び管理を行うものとする。

記

- 1 所 在 : 東京都清瀬市松山三丁目1番97号
- 2 名 称 : 東京都立清瀬特別支援学校

協定第5-56 「災害時におけるバス利用に関する協定」（株式会社KENドリーム）

災害時におけるバス利用に関する協定

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社KENドリーム（以下「乙」という。）は、災害時バスの利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 清瀬市内に地震災害、風水害、大規模停電その他の大規模災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、災害時の対策を迅速に行い、市民の安全を確保することを目的とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、車両及び乗務員（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項により要請する場合は、業務の内容、業務の期間等を記した要請書（別記様式）を乙に提出する。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出する。

3 乙は甲から第1項の要請を受けた場合、事業活動に支障が生じる場合を除き、可能な範囲内において最大限これに応えるものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務は原則として市内とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) 災害対応に必要な人員、資機材等の輸送業務
- (3) ボランティアの輸送業務
- (4) 車両を避難施設とする業務
- (5) その他車両等による支援業務

（連絡責任者）

第4条 この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を指定するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定により、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両等の賃借料金、運賃及び料金
 - (2) 甲の指示または同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
 - (3) その他甲乙協議により乙が負担するものとした費用
- 2 前項第1号の経費のうち、認可を受けた車両の運賃及び料金については、乙が関東運輸局から認可を受けた認可運賃料金に定めるところによるものとし、当該運賃及び料金以外のものについては、甲乙協議の上決定する。
- 3 前項の認可運賃料金が変更となったとき又は新たな認可がなされた時の前項の運賃及び料金は、変更後の認可運賃料金又は新たな認可に基づく認可運賃料金によるものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、業務が終了したときは、速やかに任意の様式で業務の記録を添えて前条の経費を甲に請求する。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかにその経費を支払う。
- 3 支払等に係る事務手続きについては、甲が定める諸規定に基づき行うものとする。

（事故等）

第7条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両等を交換し、そ

の供給の継続を努めるものとする。この場合において、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（利用者及び第三者に対する責任）

第8条 乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（損害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該職員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の期間及び更新）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲または乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和3年8月27日

甲 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 清瀬市中里四丁目1344番22号
株式会社KENドリーム

代表取締役 松島 謙一

協定第5-57 「災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定」（株式会社バカン）

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

清瀬市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、清瀬市の災害に備え、甲が清瀬市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、清瀬市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月21日

甲 清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン
代表取締役 河野 剛進

協定第5-58 「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」
（公益社団法人東京都不動産鑑定士協会、東京都土地家屋調査士会田無支部、
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部）

災害時における住家被害認定調査等に関する協定

清瀬市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

2 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）甲が他の地方自治体から職員の派遣を受けて住家被害認定調査等を実施することになった場合、甲が当該職員に対して実施する研修の補助

（2）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務

（3）罹災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助

（4）その他、甲が合理的に必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のために派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（1）乙に所属する不動産鑑定士であること

（2）第9条に規定する基礎研修及び応用研修を受講していること

（指揮）

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告

協定編 協定第5-58 災害時における住家被害認定調査等に関する協定（（公社）東京都不動産鑑定士協会、東京都土地家屋調査士会田無支部、（公社）東京都宅地建物取引業協会北多摩支部）

するものとする。

（費用負担）

第7条 住家被害認定調査等業務に関し、甲は乙に対し、以下の費用を支払う。

- （1）住家被害認定調査等業務に係る実費
- （2）住家被害認定調査員の日当
- （3）その他甲が必要と認めた費用

2 甲および乙は、前項第2号に定める額について、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」（東京都）別表一（第二条関係）に記載の一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じて甲乙協議のうえ決定する。

（請求及び支払い）

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用等請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（研修会への参加）

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

（守秘義務）

第10条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請により、第2条に定める業務に従事した乙の従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適応により補償が行われるときを除き、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、その損害を補償する。

（実施細目）

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、令和4年2月8日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年2月8日

- 甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 東京都港区虎ノ門三丁目12番1号
ニッセイ虎ノ門ビル6階
公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
会 長 佐藤 麗司朗

災害時における住家被害認定調査等に関する協定

清瀬市（以下「甲」という。）と東京都土地家屋調査士会田無支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

2 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）甲が他の地方自治体から職員の派遣を受けて住家被害認定調査等を実施することになった場合、甲が当該職員に対して実施する研修の補助

（2）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務

（3）罹災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助

（4）その他、甲が合理的に必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のために派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（1）乙に所属する不動産鑑定士であること

（2）第9条に規定する基礎研修及び応用研修を受講していること

（指揮）

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 住家被害認定調査等業務に関し、甲は乙に対し、以下の費用を支払う。

（1）住家被害認定調査等業務に係る実費

(2) 住家被害認定調査員の日当

(3) その他甲が必要と認めた費用

2 甲および乙は、前項第2号に定める額について、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」（東京都）別表一（第二条関係）に記載の一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じて甲乙協議のうえ決定する。

（請求及び支払い）

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用等請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（研修会への参加）

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

（守秘義務）

第10条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請により、第2条に定める業務に従事した乙の従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適応により補償が行われるときを除き、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、その損害を補償する。

（実施細目）

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、令和4年2月8日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年2月8日

- 甲 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 東京都西東京市田無町四丁目9番1号
東京都土地家屋調査士会田無支部
支部長 稲垣 靖之

災害時における住家被害認定調査等に関する協定

清瀬市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

2 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）甲が他の地方自治体から職員の派遣を受けて住家被害認定調査等を実施することになった場合、甲が当該職員に対して実施する研修の補助

（2）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務

（3）罹災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助

（4）その他、甲が合理的に必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のために派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（1）乙に所属する不動産鑑定士であること

（2）第9条に規定する基礎研修及び応用研修を受講していること

（指揮）

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 住家被害認定調査等業務に関し、甲は乙に対し、以下の費用を支払う。

協定編 協定第5-58 災害時における住家被害認定調査等に関する協定（（公社）東京都不動産鑑定士協会、東京都土地家屋調査士会田無支部、（公社）東京都宅地建物取引業協会北多摩支部）

- (1) 住家被害認定調査等業務に係る実費
- (2) 住家被害認定調査員の日当
- (3) その他甲が必要と認めた費用

2 甲および乙は、前項第2号に定める額について、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」（東京都）別表一（第二条関係）に記載の一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じて甲乙協議のうえ決定する。

（請求及び支払い）

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用等請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（研修会への参加）

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

（守秘義務）

第10条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請により、第2条に定める業務に従事した乙の従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適応により補償が行われるときを除き、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、その損害を補償する。

（実施細目）

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、令和4年2月8日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年2月8日

- 甲 東京都清瀬市中里五丁目8-4-2番地
清瀬市
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 東京都小平市花小金井一丁目6番3-2号
共立ビル6階
東京都宅地建物取引業協会北多摩支部
支部長 小原 啓嗣

**協定第5-59 「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」
（都下水道局、多摩地域29市町村、（公財）東京都都市づくり公社、
下水道メンテナンス協同組合）**

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「乙3」という。）、三鷹市（以下「乙4」という。）、青梅市（以下「乙5」という。）、昭島市（以下「乙6」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）（以下「乙1」から「乙29」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）とは、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

- 第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

- 第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む）、人孔（マンホールポンプを含む）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

- 第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。
- 2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

- 第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多

摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

- 2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。
- 3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

（支援要請の方法）

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うにあたり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

- 2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。
- 3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。
- 4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

- 5 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 6 本条の支援要請に関する窓口は、別紙連絡窓口表による。

（支援体制）

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

（報告）

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

- 2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

（業務の指揮）

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

（丙の業務の実施）

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

協定編 協定第5-59 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（都下水道局、多摩地域29市町村、（公財）東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合）

（丁の業務の実施）

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、乙が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（業務に必要な情報の扱い）

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

（損害の処理）

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（丁の組合員の災害補償）

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする

。

（協定に違反した場合の措置）

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定め違反した場合においては、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

協定編 協定第5-59 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（都下水道局、多摩地域29市町村、（公財）東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合）

（その他）

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書32通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 3月 31日

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長
- 乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長
- 乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長
- 乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長
- 乙4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長
- 乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番1号
青梅市長
- 乙6 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長
- 乙7 東京都調布市小島町二丁目35番1号
調布市長

- 乙8 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長
- 乙9 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長
- 乙10 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長
- 乙11 東京都日野市神明一丁目12番1号
日野市長
- 乙12 東京都東村山市本町一丁目2番3号
東村山市長
- 乙13 東京都国分寺市戸倉一丁目6番1号
国分寺市長
- 乙14 東京都国立市富士見台二丁目47番1号
国立市長
- 乙15 東京都福生市本町5番地
福生市長
- 乙16 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長
- 乙17 東京都東大和市中央三丁目930番地
東大和市長

- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長
- 乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長
- 乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番 1 号
武蔵村山市長
- 乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番 1 号
多摩市長
- 乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長
- 乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番 1 号
羽村市長
- 乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長
- 乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長
- 乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長
- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長

- 乙28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地の1
檜原村長
- 乙29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地の6
奥多摩町長
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目7番1号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
下水道メンテナンス協同組合 代表理事 前田 正博

協定第5-60 「災害時における物資運送等に関する協定」
（ヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店）

災害時等における物資運送等に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社武蔵野主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送や配送等（以下「運送等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、清瀬市等において地震、風水害、雪害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、必要となった物資等の速やかな配備を図るため、甲の乙に対する運送等の要請及び当該要請に基づき乙が行う運送等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、自己の地域防災計画等に基づき、乙に対して、運送等の協力要請を行うことにより、災害時における清瀬市民の健全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し運送等を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

（1） 市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2） 甲が国又は近隣の自治体若しくは災害時相互応援協定自治体等から救援を要請されたとき。

2 前項の要請は、運送等要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を交付する。

（協力の実施）

第3条 乙は甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応じることができない場合は、速やかにその旨を甲に連絡する。

（運送等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する運送等は、次の事項について協力を要請することができるものとし、要請時点で乙が提供できる車両及び人員において実施可能な範囲とする。

（1） 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送

（2） 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送

（3） 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等

（4） 甲が指示する救援を要請された自治体への物資の配送

（5） 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

（受渡し）

第5条 物資等の受渡し場所は甲が乙と協議の上、指定するものとする。

2 乙は当該運送先の甲の職員等（甲の指定する者を含む。）へ種類、数量等を確認の上、輸送及び配送等を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力を実施した場合は、輸送先又は配送先の場所毎に、運送等報告書（様式第2号）又は同様の内容を満たした任意書式をもって、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（経費の負担）

第8条 運送等に係る経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（配慮事項）

第9条 甲は、乙が第5条の規定に基づき運送等を行う場合には、協力要請を行うに際して、従事する作業員の生命の安全に配慮するものとする。

（災害補償）

第10条 甲の要請に基づき、第5条に定める業務に従事した者が負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合で（障害を負った場合も含む）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償する。

（情報交換・防災訓練）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく運送等が、災害等発生時に迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制等の情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各1通を保有する。

令和4年9月29日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市長 澁谷 桂司

乙 埼玉県新座市馬場一丁目12番4号

ヤマト運輸株式会社 武蔵野主管支店
主管支店長 齊藤 泰裕

協定第5-61 「災害時における血液透析療法の必要な者の受入れ協定書」
（医療法人財団きよせ旭が丘記念病院）

災害時等における血液透析療法の必要な者の受入れ協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と医療法人財団 きよせ旭が丘記念病院（以下「乙」という。）は、災害発生時における血液透析療法の必要な者（以下「対象者」という。）の迅速かつ的確な把握及び緊急を要する対象者の収容のために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画に定める清瀬市避難所及び指定福祉避難場等（以下「避難所」という。）において、乙の施設での医療を必要とする対象者が発生した場合に、甲が乙に要請する対象者の受入れを滞りなく行なうために必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び受諾）

第2条 甲は、災害発生時に甲の設置する避難所にて対象者が発生すると予見及び確認した場合は、乙に対し清瀬市災害医療本部（以下「本部」という。）より口頭にて受入れ要請できるものとし、乙は、要請を受けた場合は、可能な限り受諾するものとする。

（受入れ施設）

第3条 受入れ施設は、乙の所有する病院施設内とする。

（業務の範囲）

第4条 甲が、この協定に基づき要請する業務の範囲は、平常時、乙によって行なわれる業務と同等とする。

（受入れ不能連絡）

第5条 乙は、業務の継続が不能になった場合には、本部に連絡するとともに受入れ可能な施設を検索し、情報提供に努めるものとする。

（対象者の移送）

第6条 甲は、対象者の受入れ施設と避難所等との移送を行なうように努め、乙は、本部の依頼により甲の不足する移送能力を可能な限り補うものとする。ただし、当該対象者の家族又は支援者が行なうことができる場合はこの限りではない。

（物資の調達）

第7条 甲は、可能な範囲において乙及び対象者にかかる医薬品、医療材料等の業務継続に必要な物資の調達に努めるものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、清瀬市災害医療救護協議会において、血液透析者の支援活動に関する連絡体制の整備など調整を図るものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、または協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
市長

乙 清瀬市旭が丘一丁目619番地15
医療法人財団 きよせ旭が丘記念病院
院長

